

地域指定年度	H17.3
計画策定年度	H18.8
計画見直し年度	
計画見直し年度	
計画見直し年度	

大 仙

農業振興地域整備計画書 (案)

令和8年 月

秋 田 県 大 仙 市

目 次

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	9
ア 農用地等利用の方針	9
大曲地域	9
西仙北地域	12
協和地域	14
仙北地域	17
神岡地域	11
中仙地域	13
南外地域	15
太田地域	17
イ 用途区分の構想	
大曲地域	10
西仙北地域	12
協和地域	15
仙北地域	17
神岡地域	11
中仙地域	13
南外地域	16
太田地域	18
2 農用地利用計画	別記

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	19
2 農業生産基盤整備開発計画	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
4 他事業との関連	26

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向	27
2 農用地等保全整備計画	27
3 農用地等の保全のための活動	27
4 森林の整備その他林業の振興との関連	27

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	28
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	29
2 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	29
(1) 地域農業を支える担い手への支援策	29
(2) 農用地の利用集積の促進対策	29
(3) 農作業受託の促進対策	29
(4) 農業生産組織の育成対策	30
(5) 地力の増進対策	30
3 森林の整備その他林業の振興との関連	30

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向	31
2 農業近代化施設整備計画	37
3 森林の整備その他林業の振興との関連	37

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	38
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	38
3 農業を担うべき者のための支援の活動	38
4 森林の整備その他林業の振興との関連	38

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	39
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	39
(1) 就業先となるべき事業に係る施設	40
(2) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策	40
(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策	40
(4) 農村産業法等に基づく計画の達成を図るための方策	40
(5) 企業等の進出に際しての地域関係者等との連絡調整方法	41
(6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策	41
(7) 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策	41
3 農業従事者就業促進施設	41
4 森林の整備その他林業の振興との関連	41

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標	42
2 生活環境施設整備計画	42
3 森林の整備その他林業の振興との関連	43
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	43

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置及び範囲

この地域は、県南の内陸部に位置し東は仙北市や岩手県と南は横手市、美郷町、西は由利本荘市、秋田市、北は秋田市、仙北市とそれぞれ接している。

範囲は、大仙市大曲・西仙北都市計画の用途地域、東北農業研究センター水田利用部敷地及び農用地として利用することが適当でない規模の大きい森林地帯を除いた 39,805.5ha の地域である。

(イ) 自然条件

本市の気候は、東西が山に囲まれているために内陸型の気候を示し、平成 16 年では年間平均気温が約 11.4 度、年間降水量が 1,933 ミリメートルとなっており、積雪は最深値で 150 センチメートルとなっている。県内では豪雪地帯に属する積雪寒冷地帯で、冬季においては秋田市等日本海沿岸地域と比較すると気温が低く、また夏は比較的高温多湿となっている。

地理条件は、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵が縦走しその間を流れる雄物川とその支流である玉川が用水源となり、河川流域には肥沃な耕地が展開しており気象条件、水利条件ともに主要農畜産物の育成に適している。

(ウ) 土地利用の現状

この地域内の土地 39,805.5ha の利用状況別面積は、農用地 21,063.7ha（全体の 52.9%）農業用施設用地 73.2ha（全体の 0.2%）宅地等面積 1,665.8ha（全体の 4.2%）森林原野等面積 6,554.2ha（全体の 16.5%）工場用地 158.8ha（全体の 0.4%）その他面積 10,289.9ha（全体の 25.9%）となっており農用地以外に利用されている土地は、全体の 47.1%となっている。

地域内の農用地 21,063.7ha の利用状況についてみると、平坦な地域のほとんどは田として利用されているが、転作面積の拡大に伴い大豆、葉たばこ等の土地利用型作物と花卉や夏秋野菜等の集約型作物を組み合わせた複合経営への取組みが図られている。

(エ) 土地利用の基本構想

この地域内の基幹産業は、米を中心とした農業であるが、社会・農業情勢の変化に伴い農業生産所得、農業従事者が減少し第 2 次、第 3 次産業への就業移動傾向が見られるなど、農業の産業構造上の地位が低下してきている。

また、農業就業の高齢化、兼業化や消費生活の近代化、農村地域の都市化等により生産基盤も脆弱になってきている。農業が産業として自立し、他産業との均衡を図るため、以上のような自然的、経済的、社会的諸条件に即応した明るく豊かな農業、農村の構築を目途に高生産性稲作地帯の確立と野菜、花卉等の戦略作物を主体とした高需要、高収益作目の導入、拡大への意識改革を進め、労働力の有効活用により、経営の安定拡大を図る一方、農業集落における環境整備による安住条件の向上に努める。また、農村地域における工業の振興によって、雇用機会の拡大を図り、農村における労働力の充当を基本として各産業の調和ある発展を推進する。

区分 年次	農用地面積		農業用施設用地		森林原野		宅地面積	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 目標 増減	ha		ha		ha		ha	
	21,063.7	52.9%	73.2	0.2%	6,554.2	16.5%	1,665.8	4.2%
	21,351.7	53.6%	65.2	0.2%	5,926.0	14.9%	1,825.7	4.6%
現在 目標 増減	288.0		-8.0		-628.1		159.9	
区分 年次	工場用地		その他面積		計			
	実数	比率	実数	比率	実数	比率		
現在 目標 増減	ha		ha		ha			
	158.8	0.4%	10,289.9	25.9%	39,805.5	100.0%		
	163.0	0.4%	10,473.8	26.3%	39,805.5	100.0%		
現在 目標 増減	4.2		183.9		0.0			

	農用地		農業用施設用地		森林原野		住宅地	
	現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標
大曲	3,682.3	3,635.2	11.8	12.1	346.4	276.5	281.6	368.7
神岡	1,888.1	1,872.3	5.1	6.1	421.7	417.0	167.9	170.0
西仙北	3,528.3	3,565.7	10.8	10.2	1,506.8	1,490.0	297.2	300.0
中仙	3,493.7	3,440.0	7.7	7.3	96.6	65.0	233.3	290.0
協和	2,372.4	2,256.6	11.0	7.6	2,296.0	2,291.8	156.4	141.0
南外	1,157.1	1,674.0	7.4	3.0	1,709.4	1,212.0	121.7	141.0
仙北	2,127.0	2,114.9	4.8	5.1	42.6	44.0	206.0	210.0
太田	2,814.8	2,793.0	14.7	13.8	134.8	129.7	201.9	204.9
計	21,063.7	21,351.7	73.2	65.2	6,554.2	5,926.0	1,665.8	1,825.7
	工場用地		その他		合計			
	現在	目標	現在	目標	現在	目標		
大曲	42.3	37.4	2,651.4	2,685.9	7,015.8	7,015.8		
神岡	18.6	20.6	529.8	545.1	3,031.1	3,031.1		
西仙北	15.0	15.0	2,604.1	2,581.2	7,962.1	7,962.1		
中仙	13.0	18.0	1,474.1	1,497.9	5,318.3	5,318.3		
協和	24.1	25.0	588.3	726.1	5,448.1	5,448.1		
南外	2.0	2.0	1,138.6	1,104.1	4,136.1	4,136.1		
仙北	30.0	31.0	546.6	552.0	2,957.0	2,957.0		
太田	13.8	14.0	757.0	781.5	3,937.0	3,937.0		
計	158.8	163.0	10,289.9	10,473.8	39,805.5	39,805.5		

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地21,063.7haのうち概ね次にあげる農用地(719.6ha)以外の農用地約20,344.1haについて農用地区域を設定する方針である。

a. 次にかかげる地域、地区及び施設等の整備にかかる農用地

地域地区及び施設等の 具体的名称又は計画名	位 置	面 積			備 考
		農用地 ha	森 林 その他 ha	計 ha	
四十二箇史跡藤木地区	藤木字乙糠塚 六郷西根字沼福田	7		7	大曲
河川敷地（河川区域）	北檜岡	16		16	神岡
高速道路、バイパス、築堤用に伴って農業以外に利用されている土地	大沢郷 強首	131.9		131.9	西仙北
八乙女運動公園整備事業	竹原	6.9	19.2	26.1	中仙
雄物川中流緊急対策事業による堤防敷地用地	川口、中小種、大川端、新田、福部羅	31		31	協和
国道13号線大曲バイパス周辺と町道天ヶ沢・川前1号線東西周辺堀見内字元田茂木までの宅地等予定地	堀見内	57		57	仙北
	下田茂木、下田茂木添、元田茂木				
	戸地谷				
	赤関、勸農地、沖田、大和田、沼田、川前、天ヶ沢				
集落及び幹線道路周辺の宅地等予定地	横堀	72		72	〃
	熊元、日吉、表木、鶴田、王野田、南福嶋、杉下、福嶋、高倉、尻黒、蔵開、万願寺、沖田、川戸賀、星宮				
	福田				
	上福田、川原道下、内巻、穴沢、大面、中村、星宮、天水、碓、木村				
	板見内				
	下荒巻、荒巻、二井関、関口、君信、蛇塚、北畑、長仙寺、千刈田、ハ幡堂、百日木、白山堂、続橋、大面、刈又、弥兵衛谷地、一ツ森				
	堀見内				
	穴沢、西穴沢、南赤沼、寺村、西寺村、豊後谷地、北豊後谷地、中屋布、東谷地村、北谷地、東世馳、谷地村、下東中屋布、地作、一ツ森、福嶋、南福嶋、西福嶋、南谷地、北藍野、藍野、南谷地村、上田茂木、中田茂木				

集落及び幹線道路周辺の 宅地等予定地	高梨 (沼田、水里、田茂木、大 嶋、金堀、麻生田、米打橋、 下沖田、上沖田、新屋敷、土 川原、繁昌、上高梨、一ノ 坪、車瀬、柳田、八嶋、於 園、穂田原、上り場)				仙北
	払田 (境田、高柳、牛嶋、念仏谷 地、鳥ノ木、百日本、大谷 地、仲谷地、館前、長森、真 山、森合、荒関、早坂、森 崎、下川原、宝龍、下払田)				
	上野田 (四十八、道添、中村、川端)				〃
	橋本 (富慶、稻荷、中井村、田 中、上橋本、鶴田)				〃
	戸地谷 (下谷地、中谷地、花園、嶋 田、畑田、勸農地、沖田)				〃
汚水処理施設整備交付金事業	三本扇俣下川原	0.3		0.3	太田

b. 集落区域内に介在する農用地

該当農用地面積

189.3 ha

c. 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・ 大字南外（旧南檜岡）のうち字小春木沢、字鉋殻谷地、字逆川及び南檜岡字中川
- ・ 大字南外（旧外小友）のうち外小友字寺沢、字十二ヶ沢野沢、字十二ヶ沢滝ノ上、字平台沢口、字沢山川堤、字三ノ沢、字男滝、字女滝、外小友字西ノ又及び字東ノ沢

計 約 5.0 ha

d. その他

(a) 中心集落の拡張に伴って対象となる農用地

95.0 ha

(b) 道路沿線農用地としての開発が進みつつある次の道路沿線農用地

○ 大曲地域

1. 国道13号に接する農用地のうち玉川橋から旧神岡町界までの両側100mの農用地 約 5.1 ha
2. 国道13号に接する農用地のうち都市計画用途地域界から東北農業研究センターまでの北側沿線100mの農用地、東北農業研究センターから市道四ツ屋線と国道105号の交叉点までの北側沿線100m及び旧中仙町境界の間の農用地、都市計画用途地域界から四ツ屋小学校までの南側沿線のJR田沢湖線までの間の農用地、四ツ屋小学校から市道大曲四ツ屋線と国道105号の交叉点までの南側沿線の市道大曲四ツ屋線の間の農用地 約 22.0 ha
3. 県道大曲大森羽後線に接する農用地のうち雄物川堤防より小友川までの南側200m、北側雄物川堤防より小友川までの農用地（揚水機敷地は除く） 約 3.8 ha
4. 県道川西六郷線に接する農用地のうち藤木橋東端より市道一本木石堂線の交叉点両側50mの農用地 約 2.3 ha

○ 神岡地域

国道13沿線及び主要地方道四ツ屋神岡線等の沿線の農用地のうち

- | | | |
|--------------------------|---|---------|
| 1. 道路沿線市街地として開発が進む沿線の農用地 | 約 | 17.0 ha |
| 2. 道路改良のための農用地 | 約 | 6.0 ha |

○ 中仙地域

- | | | |
|------------------------------------|---|---------|
| 1. 国道105号線鍵見内地区先から下鶯野地区までの間 | 約 | 19.4 ha |
| 2. 県道角館六郷線の下鶯野先から観音堂までの間 | 約 | 5.3 ha |
| 3. 県道国見大曲線の清水地内約3.2ha、県道豊岡長野線の豊岡地内 | | 1.1 ha |

○ 南外地域

国道105号、主要地方道神岡・南外・東由利線等の沿線の農用地のうち

- | | | |
|--------------------------|---|--------|
| 1. 道路沿線市街地として開発が進む沿線の農用地 | 約 | 1.0 ha |
| 2. 道路改良のための農用地 | 約 | 6.0 ha |

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市にある現況農業用施設用地のうち、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び概ね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位 置 (集落名)	面 積 ha	農業用施設の種類	備考
藤木ファーマーミングライスセンター	谷 地 (藤 木)	0.1	籾乾燥調整施設	大曲地域
内小友地区ライスセンター	仙北屋 (内小友)	0.3	籾乾燥調整施設	〃
川目地区ライスセンター	川 目 (大 曲)	0.1	籾乾燥調整施設	〃
新谷地地区ライスセンター	新谷地 (四ツ屋)	0.1	籾乾燥調整施設	〃
ライスターミナル	切 上 (四ツ屋)	1.8	広域農業生産総合施設	〃
大曲地区ライスセンター	小 貫 (大 曲)	0.1	籾乾燥調整施設	大曲地域
藤木地区ライスセンター	糠 塚 (藤 木)	0.1	籾乾燥調整施設	〃
大川西根地区ライスセンター	字津台 (西 根)	0.6	籾乾燥調整施設 水稻育苗施設	〃
門目地区ライスセンター	門 目 (角間川)	0.1	米麦乾燥調整施設	〃
木内地区ライスセンター	木 内 (角間川)	0.1	籾乾燥調整施設	〃
大浦育苗センター	大 浦 (神宮寺)	—	水稻育苗施設	神岡地域
北檜岡育苗センター	上 町 (北檜岡)	—	水稻育苗施設	〃
宇留井谷地育苗センター	宇留井谷地 (神宮寺)	—	水稻育苗施設	〃
笹倉農機具格納庫	上高野 (神宮寺)	—	農機具格納庫	〃
J A農機具格納庫及び野菜集出荷所	宮 田 (神宮寺)	0.4	農機具格納庫 集出荷所	〃
釜ヶ淵農機具格納庫	岳 見 (神宮寺)	—	農機具格納庫	〃
穀類貯蔵施設	上高野 (神宮寺)	1.2	穀類貯蔵施設	〃
比内地鶏生産施設	上高野 (神宮寺)	0.5	比内地鶏生産施設	〃
沖田農作業所	沖 田 (北檜岡)	—	農作業所	〃
北檜岡農機具格納庫	一本木 (北檜岡)	—	農機具格納庫	〃
船戸農作業所	船 戸 (北檜岡)	—	農作業所	〃

(仮) 強首ファーム	強 首	2	粃乾燥調整施設	西仙北地域
		2	機械格納庫 2 棟	
畜 舎	ヤ石持、和村、西村、新町（長野）	0.7	豚舎・牛舎	中仙地域
〃	下黒土、南田、館越（清水）	0.4	〃	〃
〃	上桜田（豊川）	0.3	〃	〃
〃	五百刈田、中荒井、八日市、小沼（豊岡）	1.0	〃	〃
育苗施設	大谷（長野）	0.6	水稻育苗施設	〃
〃	上桜田、下桜田、野田、葛川（豊川）	0.1	〃	〃
生産施設	和村（長野）	0.1	きのこ生産施設	〃
〃	中野口（清水）	0.4	野菜、きのこ生産施設	〃
〃	上桜田（豊川）	0.1	野菜生産施設	〃
米穀貯蔵施設	蓮田（長野）	0.5	カントリー、ドライストア	〃
〃	旭町（長野）	0.6	米穀、野菜出荷施設	〃
〃	上大蔵（清水）	0.1	〃	〃
〃	野田（豊川）	0.1	〃	〃
〃	中荒井（豊川）	0.1	〃	〃
高梨カントリーエレベーター	（麻生田）高梨	0.3	米大規模乾燥調整施設	仙北地域
横堀カントリーエレベーター	（二井関）板見内	0.1	米大規模乾燥調整施設	〃
種子センター	（二井関）板見内	0.1	種子乾燥調整施設	仙北地域
玄米ばら調整低温貯蔵施設	（下川原）払田	0.3	玄米調整低温貯蔵施設	〃
農産物集出荷施設	下太田（横沢）	0.3	野菜集出荷施設	太田地域
農業研修施設	下太田（横沢）	0.5	農業団地センター	〃
カントリーエレベーター	上太田（太田）	0.4	米大規模乾燥調整施設	〃
堆肥センター	上太田（太田）	0.2	堆肥センター	〃
農産物加工処理施設	上太田（斉内）	—	特産物（とんぶり）加工施設	〃
水稻育苗施設	下太田（国見）	0.1	水稻共同育苗施設	〃
農業倉庫	上太田（太田）		米管理施設	〃
	上太田（斉内×2ヶ所）			
	下太田（国見）			
	計	1.5		
肥料倉庫	上太田（小神成）		肥料保管施設	〃
	上太田（斉内）			
	下太田（横沢）			
	計	0.5		

稲作生産組合施設	上太田（永代）		農機具格納施設	〃
	上太田（小神成）			
	上太田 （太田×2ヶ所）			
	上太田 （斉内×5ヶ所）			
	下太田 （三本扇×2ヶ所）			
	下太田 （駒場×3ヶ所）			
	下太田（国見）			
	計	0.4		
葉たばこ生産組合施設	上太田（斉内）		育苗及び乾燥施設	〃
	下太田 （国見×4ヶ所）			
	計	0.5		
ホップ作業舎	上太田 （斉内×2ヶ所）		ホップ乾燥調整施設	〃
	下太田（国見）			
	計	0.5		
温室、研修施設	下太田（横沢）	1.8	新規就農者研修施設	〃
その他施設		5.7		〃
計		27.8		

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林・原野のうち、次に掲げる農用地として利用開発する見込みの土地について農用地区域を設定する方針である。

土地の 種 類	所 在（位置）	所有権者 又 は 管理者	面 積 ha	利用しよう とする用途	地域名	備 考
林 地	神岡下川原地区 大浦沼地区	私有地	0.2	ほ場整備事業による 田及び畑	神岡地域	
原 野	神岡下川原地区 下夕野地区 大浦沼地区	公有地及 び私有地	1.1	ほ場整備事業による 田及び畑	〃	
林 地	栗沢地区	私有地	29.0	採草牧草地	中仙地域	
林 地	林班番号第9林班のうち 4～58小班及び61小班の一部	私有地	45.0	採草地	南外地域	人工林 9ha(杉) 天然林 57ha(雑)
	林班番号第10林班のうち10～23 小班及び2小班の一部	私有地	16.0	〃		
	林班番号第12林班のうち 1～13小班	私有地	5.0	〃		
〃	林班番号第71林班のうち 19、20及び27～34小班	私有地	6.0	採草地	〃	天然林 20ha(雑)
	林班番号第71林班のうち 45～57小班	私有地	14.0	〃		

〃	林班番号第73林班のうち 25～40小班	私有地	95.0	樹園地	〃	天然林 97ha(雑)
	林班番号第74林班のうち 1及び11～15小班	私有地	2.0	〃		
〃	林班番号第77林班のうち 1～5小班	私有地	19.0	畑	〃	人工林 1ha(杉) 天然林 18ha(雑)
〃	林班番号第82林班のうち 1～14 小班	私有地	2.0	畑	〃	天然林 2ha(雑)
〃	林班番号第84林班のうち56～ 121小班	私有地	17.0	採草地	〃	人工林 11ha (杉、アカマツ) 天然林 14ha(雑)
	林班番号第85林班のうち 1～10 小班	私有地	8.0	〃		
〃	林班番号第89林班のうち46～65 小班	私有地	23.0	採草地	〃	天然林 23ha(雑)
〃	林班番号第33林班のうち16～22 小班	私有地	10.0	畑	〃	天然林 10ha(雑)
〃	林班番号第43林班	私有地	61.0	採草放牧地	〃	人工林 20ha (杉、アカマツ) 天然林 154ha(雑)
			113.0	混牧林地		
〃	林班番号第44林班	私有地	37.0	混牧林地	〃	人工林 10ha(杉) 天然林 27ha(雑)
〃	林班番号第51林班のうち11～32 小班	私有地	16.0	樹園地	〃	天然林 16ha(雑)
〃	林班番号第58林班のうち10～19 小班	私有地	13.0	採草放牧地	〃	天然林 13ha(雑)
〃	林班番号第60林班のうち1～28 小班	私有地	18.0	樹園地	〃	天然林 18ha(雑)
〃	字巢ノ沢葭ヶ沢20－6、字上巢ノ 沢22－1の内	私有地	29.0	採草地	〃	天然林 29ha(雑)
〃	公有林野官公造林地基本図で林 班番号4林班のうち、チ、ト、 リ、イ、ロ、のうちの各小班	市有地	52.0	採草放牧地	〃	人工林 12ha(杉) 天然林 40ha(雑)
	林班番号第3林班のうち、イ、 リ、チの各小班					
計			631.3			

（２）農業上の土地利用の方向

農業上の土地利用の基本的方向に即し、農業生産基盤の整備等、これまでの農業投資を有効に活用し、十分な効果が発揮できるよう、地域の特性に即した土地利用を展開するものとする。

大曲地域

ア 農用地等利用の方針

この地域の農用地等3,680.1haのうち水田として利用される面積が3,440.6ha、畑236.1ha、農業用施設用地7.9haとなっている。

大曲地区

この地区の水田全面積が仙北平野土地改良事業の受益地となっており、またこの事業に伴う仙北南部地区県営ほ場整備事業の実施により、大型機械化に対応できるほ場条件が完備されているので、将来とも水田として有効利用する。

花館地区

この地区の水田は、構造改善事業の実施と仙北平野土地改良事業によりほ場条件が完備されており、また平成16年からのほ場整備事業により、水田としての利用を確保する。また北部の玉川流域には畑作適地が多く野菜栽培が盛んであり将来は畑地の整備と団地化を促進し野菜生産の拡大を図る。

内小友地区

この地区の水田839.2haは、平成8年度に完了した県営ほ場整備事業地区とともに将来とも水田としての利用を確保するが、平坦部の大正年間当時の整備水田と山間部の水田については、機械作業に対応できるほ場条件を早期に完備する。

大川西根地区

この地区の水田は昭和55年に完了及び平成8年に完了した県営ほ場整備事業地区の実施により大型機械に対応できるほ場に一体的に完備されており、将来とも水田として利用する。畑については、露地野菜、ハウス栽培、更に野菜の主産地化を図るため転作対応による野菜の生産拡大を促進する。

藤木地区

この地区の水田は、仙北南部地区県営ほ場整備事業の実施によりほ場条件が一体的に完備されており将来とも水田として有効利用する。

四ツ屋地区

この地区の農用地は水田816.2ha、畑69.3haで当市では最も農地の占める割合の大きい地区である。

現況田については、平成11年に完了した四ツ屋西部地区県営ほ場整備事業、平成17年に完了した四ツ屋東部地区ほ場整備事業、あるいは現在施工中の仙北西地区県営ほ場整備事業により、ほ場の大区画化等条件が一体的に完備され、将来とも水田の有効利用を図る。また、畑地については玉川を境として北部に露地野菜が栽培されており、今後とも畑地としての利用を確保するため、土地条件を一体的に整備する。

角間川地区

この地区の水田は、平成16年に地区全域において県営ほ場整備事業が完了しており、ほ場条件が一体的に完備されており、将来とも水田として有効利用する。

区分	田			畑			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
大 曲	369.9	369.9	0.0	20.1	20.1	0.0			
花 館	257.5	257.5	0.0	36.6	36.6	0.0			
内 小 友	839.2	839.2	0.0	65.7	65.7	0.0			
大川西根	298.5	298.5	0.0	22.2	22.2	0.0			
藤 木	489.1	489.1	0.0	12.7	12.7	0.0			
四 ツ 屋	816.2	816.2	0.0	69.3	69.3	0.0			
角 間 川	370.2	370.2	0.0	9.6	9.6	0.0			
計	3440.6	3440.6	0.0	236.1	236.1	0.0			
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
大 曲	0.7	0.7	0.0	391.3	391.3	0.0	0		
花 館	0.4	0.4	0.0	289.4	289.4	0.0	0		
内 小 友	1.6	1.6	0.0	906.5	906.5	0.0	0		
大川西根	2.2	2.2	0.0	322.9	322.9	0.0	0		
藤 木	0.4	0.4	0.0	502.2	502.2	0.0	0		
四 ツ 屋	2.5	2.5	0.0	888.0	888.0	0.0	0		
角 間 川	0.2	0.2	0.0	379.9	379.9	0.0	0		
計	7.9	7.9	0.0	3680.1	3680.1	0.0	0		

イ 用途区分の構想

(ア) 大曲地区

この地区は大曲地域の東部に位置し全区域が平坦であり、中央をＪＲ奥羽本線が貫通している。

農用地369.9haは現況田として利用しており、水系は雄物川を用水源とする機械揚水なので仙北平野土地改良事業に伴って、田沢疏水に一元化し仙北南部地区県営ほ場整備事業により用排水水路等土地条件が整備されており、今後労働生産性の高い大型機械化一貫作業体型により水田として利用を図る。

(イ) 花館地区

この地区は大曲地域の北部に位置する平坦地で中央を玉川が貫流しており、玉川を水系とする農用地は現況田として利用されており、一部の地域では、仙北平野土地改良事業に伴う土地基盤整備が実施されていることから、生産性の高い水田として利用を図る。又玉川流域に広がる畑作地帯には、施設野菜、露地野菜の畑作団地を整備し畑の利用を促進する。

(ウ) 内小友地区

この地区は大曲地域の南西に位置し雄物川水系70%、溜池水系30%に属し平坦地帯と山間部に分離される。

平坦地の農用地は現況田として利用され100%乾田であり、県営ほ場整備事業の実施により、大型機械による機械化一貫作業体系が確立されている。山間地帯の農用地については一部ほ場整備事業も完了しているが、さらに機械化対応できる条件整備により水田としての利用を確保する。

(エ) 大川西根地区

この地区は西部に位置し平坦地帯の現況田は雄物川水系に属し県営ほ場整備事業実施により、大型機械化一貫作業体系が図られる。

畑については、現在野菜生産組合が組織され、水田の転換による生産団地を育成し規模を拡大を図る。

(オ) 藤木地区

この地区は南東部に位置し、J R奥羽本線が貫通している平坦地であり、雄物川水系に属する農用地の大部分は水田であり、土壌条件も水稻に適し100%乾田である。また、仙北南部地区県営ほ場整備事業の受益農地について、労働生産性の高い大型機械の一貫体系による水田として有効利用を図る。

(カ) 四ツ屋地区

この地区は北東部に位置し国道105号及びJ R田沢側線が貫通し玉川が貫流している平坦地である。四ツ屋東部・西部地区においては県営ほ場整備事業が完了しており、また現在は仙北西地区県営開場整備事業が施行中である。今後は担い手への農用地の利用集積を図りながら、労働生産性の高い大型機械化一貫作業体系による水田としての有効利用を図る。また、平成17年に完了した四ツ屋東部地区県営ほ場整備事業や施工中の仙北西地区県営開場整備事業では、大型機械化に対応するほ場条件に整備し農作業の効率化を図る。玉川流域には畑作地帯があり、露地野菜の畑作団地を整備し畑の利用を図る。

(キ) 角間川地区

この地区は南部に位置する平坦地であり、水系は雄物川水系に一本化されており、平成15年に完了した県営ほ場整備事業により、ほ場の大区画化等条件が完備することから、担い手への農用地の利用集積を図りながら、水田としての有効利用を図る。

神岡地域

ア 農用地等利用の方針

本地域の1,747.8haのうち、農地1,652.3ha、採草放牧地93 ha、農業用施設用地2.5haとする。うち水田面積は1,326.4haで全体の90%は区画整理済みであり、また37.7%は30a以上の大規模な基盤整備事業がすでに完了している。今後も基盤整備事業を計画的に進め、農作業の機械化に対応した整備を図らなければならない。

また畑については、大豆、すいか、ゴボウ、さといも等の野菜の植え付けがみられる。その収穫物は近年野菜の直売所で販売をしているが、産地化が形成されるところまではいっていない。

今後畑作は、米との主要な複合経営のパートナーとして地域の土壌、水利等に応じた特産野菜の振興と作付けの集団化及び連作障害の回避等のためブロックローテーションをはからなければならない。草地については良質粗飼料確保のため、改良・整備に努める。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
神岡地域	1,652.3	1,652.3	0.0	93.0	93.0	0.0			
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
神岡地域	2.5	2.5	0.0	1,747.9	1,747.9	0.0	1.0		

イ 用途区分の構想

(ア) 神岡地域

・本地域東部の農用地は水田、畑、採草放牧地として利用されており、平坦部は水田、畑、丘陵地は畑、採草放牧地となっている。本地域は野菜産地でゴボウ、里芋等広く作付けられているが、今後水稻とこれら畑作物とを組み合わせた収益性の高い複合経営を確立するため、既存畑地の整備と隣接する低未利用地の活用を推進し作付け面積の拡大と苗圃の確保を図る。

・本地域北部は、丘陵地に畜産試験場の施設、ほ場があり、平坦地は水田として利用されている。水田はすべて10a区画であり、区画整備、用排水路整備等の実施、作業の共同化、転作大豆の団地化、ブロックローテーションの導入等を推進し水田の高度利用を図る。

・本地域南部の農用地は主として水田として利用されており、畑は居住区域周辺及び雄物川の河川敷に、草地は雄物川の河川敷にある。

水田は、雄物川対岸等一部の30a区画を除いてほとんど30a以上の基盤整備区画であるが、一部未整備である。また、本地域は最も都市化・混住化が進行し比較的小規模な農家が多いことから、一層の農用地の利用集積、生産組織化等土地利用形態の再編を推進し農用地の高度利用を図る。

・本地域西部の農用地は、水田、畑、採草地として利用されているが、大部分を水田が占めている。水田については、一部で基盤整備が進んでいる地域があるが10aの区画も多い。今後一層ほ場整備を促進し稲作の生産性向上を図る。

畑は、集落周辺にあり、八戸・戸月地区のスイカ、北檜岡地区の里芋等一部を除いて自家用野菜の生産を主体には場整備を進めながら、収益性の高い畑作物の導入、既存畑地の整備などを促進し畑作振興を図る。

採草地は、雄物川河川敷にあり、今後とも粗飼料の確保のため改良・整備に努める。

西仙北地域

ア 農用地等利用の方針

地区内の農用地に設定しようとする現況農用地等の利用状況は、田2,384 ha、畑946 ha、草地120 ha、樹園地6.0haで水田化率69.0%となっており典型的な米単作地帯である。稲作は、地域の重要な基幹産業であり、これは今後とも変わらないが、地域農業の安定拡大を図るための複合部門を導入し生産の増大と所得の向上を図る必要がある。

また、現況農用地において農用地区域として設定した水田は現在区画整理等が進行しているが、まだ再区画、排水対策、耕土改良を要する箇所が多く、今後これらの土地基盤整備を重点的に行い、農事組合法人の設立及び集落営農の組織化を図り、中核農家への農地集積を積極的に行えるようにする。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
刈和野	392.4	392.4	0.0	20.0	20.0	0.0			
土 川	1,110.1	1,110.1	0.0	60.0	60.0	0.0			
大沢郷	1,011.7	1,011.7	0.0	30.0	30.0	0.0			
強 首	1,031.4	1,031.4	0.0	10.0	10.0	0.0			
計	3,545.7	3,545.7	0.0	120.0	120.0	0.0			
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
刈和野				412.4	412.4	0.0			
土 川	1.1	1.1	0.0	1,171.2	1,171.2	0.0			
大沢郷				1,041.7	1,041.7	0.0			
強 首	0.1	0.1	0.0	1,041.5	1,041.5	0.0			
計	1.2	1.2	0.0	3,666.9	3,666.9	0.0			

イ 用途区分の構成

(ア) 刈和野地区

地域の中央に位置し主として土買川、雄物川並びに溜池により取水し、自然水系による平坦な地域である。平坦部に属する農用地392.4haのうち水田292 haでほとんどが10a区画整理済みであり、集団による共同化作業も進められており将来とも水田として利用を図る。

また、採草放牧地20 haについてもその活用を図っていく。

(イ) 土川地区

地域の東部に位置し主として土買川及び心像川より取水及び山間部の自然水系に属する平坦な地域である。平坦部に属する農用地1,110haのうち水田724 ha、畑139 ha、採草放牧地60 ha、樹園地6.0haとなっている。山間部に属する水田約30 haについては今後集落営農により区画を進め、大型機械化作業に対応できる条件整備をし将来とも水田としての利用を図る。畑139 haについては野菜類と葉たばこを中心に利用の高度化を図る。

(ウ) 大沢郷地区

地域の西側に位置し主として溜池、湧水によって灌漑しているが、一部は強首揚水場より揚水される雄物川の水を利用している。平坦部に属する農用地96 haのうち水田64 ha、畑13 ha、採草放牧地30 haとなっている。山間部に属する未整理田については今後集落営農により大区画を進め合理的な近代化経営を促進させ生産性の向上を図っていく。採草放牧地については和牛繁殖生産団地として多頭化畜産経営の安定を図る。

(エ) 強首地区

地域の西側に位置し主として強首揚水場により揚水される雄物川の水を利用している。水田は100 a 区画を中心に整備し農事組合法人の設立をはじめ集落営農を積極的に推進し休耕田及び畑地の利活用により、大型農業を推進する。

中仙地域

ア 農用地等利用の方針

本地域農業生産基盤である水田の内30a以上の区画が58%、10a以上30a未満の区画が36%とごく一部を除いて整備が図られており、大型機械の導入により農作業の近代化が進み、水田の汎用化による利用率が高まっている。水稻を基幹とする農業の経営形態は変わらないが、本地域農業の安定的拡大を図るため、土地条件の良好な地区については地域に適した営農類型の設定による複合経営農家の育成につとめ、集团的生産団地を積極的に推進する。

この観点から農用地の利用の基本方向としては、土地の効率利用、作物の適正配置を基準にし、自然的立地条件に応じて利用することにする。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
長 野	1,035.4	1,035.4	0.0	5.0	5.0	0.0			
清 水	819.2	819.2	0.0	0.0	0.0	0.0			
豊 川	732.8	732.8	0.0	3.0	3.0	0.0			
豊 岡	789.9	789.9	0.0	0.0	29.0	29.0			
計	3,377.3	3,377.3	0.0	8.0	37.0	29.0			
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
長 野	2.2	2.2	0.0	1,042.7	1,042.7	0.0			
清 水	1.8	1.8	0.0	821.0	821.0	0.0			
豊 川	2.1	2.1	0.0	737.9	737.9	0.0			
豊 岡	1.0	1.0	0.0	790.9	819.9	29.0	29.0	0.0	-29.0
計	7.2	7.2	0.0	3,392.5	3,421.5	29.0	29.0	0.0	-29.0

イ 用途区分の構想

(ア) 長野地区

この地区は中仙地域西部に位置し、主として玉川、小滝水系に属する平坦地域と長野山山峡に拓ける地域に区分される。

a. 平坦部に属する農用地932 haは水田に利用されており、団地性も優れている。なお32%程度が小区画のため今後の再整備により大型機械に対応する条件が備え得ることから将来も水田として利用する。畑51 haは大部分が水田及び宅地との混合畑である。

米政策改革推進対策との関連において団地化・集積化を促進し大豆、野菜、根菜類、葉たばこ、施設園芸を中心とした田畑輪作による高度化を図る。

b. 山間地域に属する農用地43 haは水田として利用されている。一部の未整理地区については今後の基盤整備事業の実施により中型機械体系により水田として有効利用する。

水田の背後丘陵地帯に属する畑1haは既存畑と併せ、戦略的5品目の野菜を中心として将来ともに畑として利用する。

(イ) 清水地区

この地区は中仙地域中南部に位置し、仙北平野玉川頭首工用水と湧落水に属する平坦地で、農用地797 haは田として利用されているが、大規模担い手育成基盤整備事業による再整備が平成19年に完了する予定であり、農用地の集積や生産効率の高い営農が期待される。加えて大型機械化体系により高能率稲作団地として将来とも利用を図る。

畑18 haについては、大部分が水田及び宅地の混合畑となっており、将来とも野菜を中心として田、畑輪作による複合経営を促進し、自立農家の育成に役立てる。

(ウ) 豊川地区

この地区は中仙地域中北部に位置し、主として田沢疏水、小滝水系に属する平坦地で、基盤整備事業もほぼ完成しており、大型ないし、中型機械体系で団地性も優れている。近年の担い手基盤整備事業を終えた地区では大豆のブロックローテーションやホールクroppサイレージ等の集積が図られている。農用地705 haは水田として利用しているが、今後、畑転換に対応できる条件を揃えている。

畑29 haについては、大部分が宅地等の混合畑となっており、そ菜を中心とした畑地として利用する。

また、和牛経営が盛んなことから、これから生ずる糞尿を農地に還元し、地力増強を図り、良質米生産に努め田畑転換における転作作物の団地化を進め、農地の有効利用を促進する。

(エ) 豊岡地区

この地区は中仙地域東部に位置し、田沢疏水及び齊内川、小滝川、齊藤川水系に属する農用地749 haは水田として利用している。ごく一部未整理地区もあるが、逐次基盤整備の推進を図り、農作業の近代化に対応し、水田の汎用化による高度利用に努める。

畑29 haについては、田、宅地等の混合畑が主なものであるが、今後、施設園芸等を取り入れ、自給から販売へと転換を図り、畑の高度利用を促進する。

樹園地12 haは将来とも樹園地として利用する。

また、和牛が盛んなことから、当該地区の山林原野29 haについて採草地として利用し、経営の拡大に努める。

協和地域

ア 農用地等利用の方針

本地域は、雄物川と淀川流域に拓けている水田と少数ではあるが山間部に点在する水田がある。平坦地の水田は概ね区画整理が行われているが20a・30a区画の整備は地形的制約があり、土地基盤整備事業の推進により、水田の集積と汎用化を促進し効率的利用を図る。

水稻は、将来とも地域の主体を成すものであり、果樹・畜産・畑作等との複合経営農家の育成、生産コストの低減、緊急生産調整対策事業の実施に伴う田畑輪換体系の確立と限られた農用地資源の有効活用を図る。

また、大型機械に適合しない小区画水田のほ場整備、機械がほ場まで楽に入れるような農道等を整備する。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
荒 川	625.1	625.1	0.0						
峰吉川	245.5	245.5	0.0						
船 岡	439.6	439.6	0.0						
淀 川	970.7	970.7	0.0						
計	2,280.9	2,280.9	0.0						
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
荒 川	0.9	1.0	0.1	626.0	626.1	0.1			
峰吉川	0.0	1.0	1.0	245.5	246.5	1.0			
船 岡	0.2	1.0	0.8	439.8	440.6	0.8			
淀 川	3.7	4.6	0.9	974.4	975.3	0.9			
計	4.7	7.6	2.9	2,285.6	2,288.5	2.9			

イ 用途区分の構想

(ア) 荒川地区

本地区は協和地域の中心部にあり国道46号や13号等主要道が縦横断しており交通量も多い。
 今後は、国道沿線の宅地化、店舗等の進出により周辺の農用地は商業地又は宅地化する可能性があり、農用地から除外する。他の水田については区画整理が行われているので田としての用途区分を定める。東部山間地帯では、山間地帯特有の沢沿いに帯状に位置しているが、落合地区については平成11年度には場整備事業が実施され大型機械の対応が可能なので田として用途区分する。

(イ) 峰吉川地区

本地区は、雄物川流域に開けている平坦な水田と畑があり、これ等は大正時代に10 a耕地整理されており、国道13号沿線や住宅・商店周囲を除く農地については、ほ場整備事業などで区画整理を推進し、農地として区分する。

(ウ) 船岡地区

本地区は、昭和49年から県営ほ場整備事業が行なわれ30a区画に整備されているため、農地として用途区分を行なう。また、協和牧場を肉用牛及び乳用牛等の畜産振興に結びつける。

(エ) 淀川地区

本地区は、日暮地区41 ha、土淵地区21 ha、小種地区290 haを30 a～100 a 区画に整備完了又は施工中である。その他は20a～30a区画中心の水田になっており、農地として用地区分する。
 また、小種泉沢山地区にある草地は肉用牛、乳用牛の牧草の供給地として今後も振興する。

(オ) 上記、各地区に農業近代化施設の整備に伴う農業用施設用地の用途区分を行なう。

南外地域

ア 農用地等利用の方針

(ア) 南檜岡地区

現況農用地は雄物川、檜岡川沿いにひらけ、田695ha、畑86ha、樹園地3haを保有し、稲作を中心に大豆、葉たばこ、一般野菜を栽培する。しかし、近年の米の需給事情を反映して農用地の拡大は望めないため、今後は環境保全型農業の推進等、生産方式の改善をはじめ、戦略作物の一層の振興等、水稻と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立、農業施設の整備等による農作業の効率化と農用地の流動化促進による高度利用化を図る。また、道路や公共施設用地及び宅地の需要により、農業用途以外への転用が見込まれる。

(イ) 外小友地区

現況農用地は南檜岡川、湯元川沿いにひらけ、田298ha、畑34ha、樹園地10haを保有し、水田利用については転作田を除き米単作がほとんどである。しかし、ほ場整備率は極端に低く、今後は土地基盤の整備を推進し、生産性の高い稲作経営を実現することはもちろんのこと、農用地の流動化促進等により農業経営基盤の強化を図るとともに、造成された草地等の有効活用等により優良農地の保全を図っていく。また本地域にあつては道路改良等計画も多く、これらの転用が見込まれる。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
参考H17	1,124.0			45.0			0.0		
南外地域	1,128.9	1,297.3	168.3	27.8	361.8	334.0	0.0	124.4	124.4
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
参考H17	2.0			1,171.0			645.0		
南外地域	7.0	7.0	0.0	1,163.7	1,790.5	626.8	687.0		

イ 用途区分の構成

(ア) 南檜岡地区

a. 雄物川水系及び檜岡川下流域沿いにひらけた田約240haについては土地基盤整備もほぼ完了し団地規模30～80haと高いところから、今後も農地としての利用の効率化を図り、農作業受委託や利用権設定等の土地調整を進めながら農用地の適切な保全と有効利用を図る。

b. 主要地方道神岡・南外・東由利線小出橋から赤平橋にかけての檜岡川沿いのおよそ250haの農用地はその220haが田として利用されている。田については、ほ場整備率60%とまだ十分でないが、40ha規模の団地4カ所と恵まれていることから、今後土地基盤整備や大規模な農業近代化施設の整備等促進しながら農地として保全する。また、小出から赤平後野にかけての台地20haは、葉たばこ畑や地域振興作物のかぼちゃ畑として高度利用がなされており、更に機械化体系を促進し、かぼちゃの後作としての大根等秋野菜の導入により農地の利用性を高める。

c. 西ノ又川流域の丘陵部にひらけた農地約200haについては、開田を多く抱えるため排水条件に恵まれた地帯であるが、ほ場整備率が20%と極端に低く土地基盤整備が急務であるとともに、農地の利用改善を前提とした土地の交換分合等土地利用の再編を図る。また、平沢地区にあつては広域農道や特用林産加工施設が整備されたことから、未利用林野の開発等によるしいたけ等特用林産物の生産拡大を図る。

(イ) 外小友地区

a. 檜岡川中流域の農用地約100haについては、ほとんどが田として利用されているが、ほ場整備率が約30%と低く、やはり土地基盤整備が今後の課題であり、主要地方道神岡・南外・東由利線沿いにあつては、集落によって農地が小規模に分散され、田と自給用野菜畑の混在が随所に見られる。このため、農地流動化や土地基盤整備の実施による農地保有の合理化を図ることを基本に、中袋・金屋・下田地区及び土川原・坊村地区については田としての利用改善を図り、下袋、上野、大向地区については、樹園地（りんご）、葉たばこ畑として既存地の集団化を図っていくとともに、特用林産物（しいたけ）の生産拡大を図る。

b. 檜岡川上流域に広がる滝、中野地区の農用地約80haは、田70ha、樹園地3haとして利用され、田については土地基盤整備もほぼ完了し30ha以上2団地と団地性が高いため、今後とも農地として保全する。山間・沢部の地域については広域農道が完成し、既に出羽丘陵北部農用地開発事業により造成された草地の有効活用等により畜産振興を図るとともに、未利用林野の開発によりまたたび等特産品開発及び生産拡大を図る。

c. 湯元川流域の農用地約80haの大部分は田であるが、傾斜地に耕地が分散しているため農業生産の合理化を阻害している。今後、中山間地として農地の整備は急務であり、土地利用の再編を図りながら、地域の特性を生かした環境保全型農業を推進するとともに、村の振興作物であるくらや葉たばこ等の作付拡大、造成された草地や林間放牧用混牧林地の活用の外、栗等樹園地の生産拡大を図り、農用地の保全をしていく。

仙北地域

ア 農用地等利用の方針

この地域の農用地等1,992.2haのうち水田として利用される面積が1,956.8ha、畑34.0ha、農業用施設用地1.5haとなっている。

本地域の基幹作物は水稻であり、良質米を安定的に生産することを目標として自然的、社会的、経済的条件に即した農業上の土地利用を進めるとともに、ほ場整備事業を実施しながら水田の汎用化を図る。

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
仙北地域	1,992.2	1,986.5	-5.7						
区分	農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
仙北地域	1.5	1.5	0.0	1,993.7	1,987.5	-6.1	2.0		

イ 用途区分の構想

本地域は、商工業も盛んであるが、当地区の基幹産業は稲作で「仙北米」としての名声も高く、今後ともカントリーエレベーター及び玄米ばら低温貯蔵施設を中心とした育苗から収穫までの一貫体系を中心に良質米の生産地として位置付けるものである。

また、現在約1,440haのほ場が大型区画の基盤整備を完了しており、将来とも水田の高度利用を図るため、稲の「低コスト運動」を展開し、将来とも米を基幹とする食糧供給基地としての位置づけを確保していきたい。

太田地域

ア 農用地等利用の方針

この地域の農用地等2,855.2haのうち水田として利用される面積が2,696.0ha、畑129.1ha、採草放牧地16.0ha、農業用施設用地13.8haとなっている。

本地域は、昭和12年から37年まで行われた国営田沢疏水開拓建設事業で750 ha、昭和38年から45年まで行われた国営第二田沢開拓建設事業で350 haが開田され、さらに、昭和33年からは全国に先がけた村（町）営土地改良事業による区画整理などの実施により、農家1戸あたりの経営耕地面積（2.5ha）は県内有数となっている。

（ア）上太田地区

この地区の水田は、二次にわたる国営開拓建設事業及び町営土地改良事業などによりほぼ全域にわたりほ場整備が完了していることから、将来とも水田として有効利用する。

（イ）下太田地区

この地域の水田のほとんどが、国営田沢疏水開拓建設事業、国営仙北平野農業水利事業及び町営土地改良事業の受益地となっている。昭和47年からの県営ほ場整備事業や平成6年からの担い手育成基盤整備事業等の実施により、大型機械化に対応できるほ場条件整備が進められていることから、将来とも水田として有効利用を図る。

区分	田			畑			採草放牧地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
上太田	1,349.1	1,346.1	-3.0	64.5	64.7	0.2	8.0	8.0	0.0
下太田	1,346.9	1,344.1	-2.7	64.5	64.7	0.2	8.0	8.0	0.0
計	2,696.0	2,690.2	-5.8	129.1	129.4	0.3	16.0	16.0	0.0
区分	混牧林地			農業用施設用地			計		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
地区名	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
上太田				6.9	6.9	0.0	1,428.6	1,425.6	-2.9
下太田				6.9	6.9	0.0	1,426.6	1,423.6	-2.6
計				13.8	13.8	0.0	2,855.2	2,849.2	-5.4
区分	山林原野等								
	現 況								
地区名	ha								
上太田	0.0								
下太田	0.0								
計	0.0								

イ 用途区分の構想

(ア) 上太田地区〔A〕

この地区は地域の東部に位置し、田沢疏水、第二田沢、斉内川、窪堰川および川口川水系に属する平坦部の農用地約1,430haについては、ほとんど土地基盤整備が実施されており、傾斜度200分の1の田870haと、田沢疏水関係東部の傾斜度100分の1の田が概ね560haと連担しており現況田として利用されている。

しかし、農道等が大型高能率機械化に対応することができなく、今後条件の整備（再区画整理等）を検討しつつ、その中で地域の担い手農家を育成するために、稲作と畜産および野菜や工芸作物による複合経営の実践を支援し、水田の有効利用を図る。

(イ) 下太田地区〔B〕

この地区は地域の西部に位置する全区域が平坦地で、川口川、窪堰川、真昼川、田沢疏水及び仙北平野1号幹線水路水系に属する農用地約1,350haは、水田としての水利条件が相当進められており、傾斜度300分の1以下の汎用水田が連担している。

これまで、国見地区および駒場地区の約724haの農地は基盤整備が完了しており、また横沢地区約92haの基盤整備も進められているが、その他の地区は10a区画の水田がほとんどであり、今後の大型機械化に対応する条件の整備を行いながら、特用農産物団地を除いてブロックローテーションを基本として水田の有効利用を図るとともに、野菜の生産拡大を重点に農地の高度利用を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

本市の約31%は山林であり、不利な条件下にある中山間地域では、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少、適切な管理が困難となりつつある農用地の増加が深刻化しており、農業の生産活動の維持や水源かん養等農地のもつ公益的機能等の低下が懸念されている。

また平場では、都市化による農地の減少や住宅との混在化が進んでいるため、農地の流動化や農作業の受委託による生産基盤の整備と経営の合理化を進めることが課題となっている。

こうした現状を踏まえ、生産性の向上による効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るため、農家の負担軽減に努めながら、平場から中山間地域まで立地条件に応じたほ場の整備や農業水利施設の保全整備・更新など、農業生産基盤の計画的推進を図る。

また環境の保全など公共・公益的機能を有している農業水利施設については、施設の劣化や機能低下に応じた適切な保全整備・更新を図るとともに、水路、ため池などを親水・遊水・生態系保全機能を持つ水辺空間として整備する。

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

大曲地域

本地域における農業生産基盤の整備、開発は農業上の土地利用の基本的方向に即し高生産性農業を発展するに必要な土地条件の整備と土地利用の高度化及び水利用の合理化並びに農業経営の規模拡大を図るなど地域農業の近代化を図る必要がある。

土地基盤整備の状況については、本地域の水田85.0%は既に整備済みであるが、未整備については全面積整備するが、大型農業機械導入による生産性の向上を主として再区画、団地化、幹線農道網の整備及び仙北平野土地改良事業による幹線水路の整備を実施する。

又、畑については点在している畑地の集団化とほ場条件の整備を促進する。

以上、基本的な方向に基づき区域別の整備の方向については次のとおりとする。

ア 大曲地区

田……この地区の水田は、全面積が仙北平野土地改良事業の受益地となっているので、用水を田沢疏水に一元化し用排水分離を基本とした圃区単位の水管理の可能と大型農業機械体系の営農に即応できるほ場条件を整備し機械化一貫体系による高生産性稲作の実現を図る。また、麦・大豆の生産・拡大に従来より取り組んでいる集落を中心に、連作障害対策としてのブロックローテーション体系を確立し土壌条件の改善に努める。

イ 花館地区

田……萩台地区において、平成17年度より県営担い手育成基盤整備事業が施行されており、併せて用排水路及び農道網の整備も促進する。

ウ 内小友地区

田……この地区の一部は平成2年から平成8年に県営ほ場整備事業が実施されているが、平坦地の再整備を必要とする水田及び山間部の傾斜のある未整備の水田について機械化一貫体系の営農に即応できるほ場と農道網の整備が必要である。また、高性能大型機械による大豆の栽培管理が可能な地区であり、生産組織を中心とした低コスト化により、稲作水田として利用困難な農地については、畑作として輪作し不作付地の解消を行う。

エ 大川西根地区

田……この地区の水田は、昭和 46 年より昭和 55 年及び平成 2 年より平成 8 年において県営ほ場整備事業が実施されており、大型機械作業体系の可能なほ場に整備されている。

オ 藤木地区

田……この地区の水田は、仙北平野土地改良事業において用排水路が整備され、また昭和 53 年から県平成 4 年まで県営ほ場整備事業が実施されており、大型機械化一貫作業体系による高生産性稲作を実現し得るほ場として利用向上を図る。また、大豆のブロックローテーション方式を取り入れ、担い手への土地利用集積を図る。

カ 四ツ屋地区

田……この地区の水田においては西部地区において平成 6 年より平成 12 年まで県営ほ場整備事業を実施し東部地区についても平成 10 年からの平成 17 年まで県営ほ場整備事業を実施している。大型機械化一貫作業体系による高生産性稲作の実現を図るためにはほ場整備をはじめ幹線農道の整備も併せて促進する。また、ほ場の大区画化に伴い、団地化・生産の組織化による低コストな大豆作りを推進する。

キ 角間川地区

田……この地区の水田にかかわる泥炭土壌の改良は完了しており、平成 8 年からの平成 12 年までの地区内のほぼ全域における県営ほ場整備事業と、平成 14 年から平成 17 年までの横手市界の唐白天地区における県営ほ場整備事業により、ほ場の大区画化、用排水及び農道網の整備がされており、今後は大型機械作業体系の整備を行う必要がある。

転作対応として栽培されてきた麦・大豆の土地利用型作物の栽培体系については、ほ場の大区画化あるいは暗渠等により条件が整備されたことにより、本作として「売れる麦・大豆」を推進する。

神岡地域

本地域の水田については 90%が整備済みであるが、30a 区画以上の水田は 37.7%である。残りの水田は、昭和 20 年代後半に施行された旧積寒法事業による 10a で道路が狭く水路については用排兼用水路、また支線・末端排水路の大部分が通水断面が小さく素掘水路であることからその整備が必要となっている。今後は、これらを順次基盤整備事業を行い水田の汎用化、農業機械の作業効率化の向上等により、本地域農業の基幹作目である稲作の生産性向上を図る。

畑については、野菜作付の団地化に対応した整備を推進し米との複合作物としての特産野菜の産地形成を図る。

畜産については、米につぐ作目としてその振興を図ってきたところであり、今後とも草地の改良・整備を積極的に推進して、良質粗飼料の確保を図る。

ア 東部地区

本地区は太巻・蒲東部 222 ha は第 1 次農業構造改善事業による 30a 区画、明徳 12ha、笹倉 21ha、関口・金葛 5.8ha は県単事業、農村総合整備モデル事業による 20a 区画にそれぞれ区画整備されており、土地基盤整備が進んだ地区となっている。

今後は 10a 区画、未整備田の整備に努める一方、農用地の集積、生産組織の育成等を推進し土地基盤整備の成果が十分に生かされるよう生産体制の確立を図る。

排水路整備については県営灌漑排水事業による後川改修工事、県営排水対策特別事業による福島家下排水路改修工事が竣工され、今後は未着手の排水路についても順次整備を推進する。

畑地については、本地区がサトイモ、ゴボウ等の野菜産地であることから、既存畑の整備により団地化に対応するとともに、周辺の未利用地の利活用等により作付け面積の拡大を図る。

採草放牧地については笹倉放牧場、荷坂地区の草地整備に努めながら粗飼料生産基盤の確保を図る。

イ 北部地区

本地区は、畑地が住居地区に散在するほかは平坦地のすべてが水田となっている水稻単作地区であり、水田は10a区画でその多くは排水不良となっていたが、ほ場整備事業が進行中であり、完成後は水稻と転作大豆、肉用牛等とを組み合わせた生産性の高い複合経営を確立する。

ウ 南部地区

本地区の水田は、雄物川対岸の30a区画田21ha、平成13年度からは担い手育成基盤事業で神岡下川原地区の83haと整備を施行している。また、本地区は地域を中心部であることから、予想される住宅地の需要の増大との調和を図る。

排水路整備については大坪街道下排水路整備、後川改修工事が竣工したことによりほぼ完成した。今後は生活環境と農業生産基盤との一体的な整備を推進する。

草地については、雄物川の河川敷等の積極的な活用を図る。

エ 西部地区

本地区の水田のうち、船戸地区36ha、小路袋地区51haは担い手育成基盤事業で、龍蔵台・大平台45haは開拓パイロット事業による30a区画、布田谷地・金助谷地23haは団体営ほ場整備事業による20a区画に整備されている。今後は、残りの10a区画、未整備田の整備に努める。

排水路整備については、県営神岡西部地区排水対策特別事業、県営神岡北部地区排水対策特別事業で大坪街道下排水路、高花排水路及び下野排水路がそれぞれ竣工した。今後は区画整備の進展状況を踏まえつつ、用排水路等の整備を図る。

草地については、既存の草地の改良、整備を図る。

西仙北地域

地域における農業生産基盤の整備開発は、多様化する食糧の需要動向に対応しつつ、中核的担い手農家の経営改善を図るため、次の様な基本的方向で整備開発を進めていく方針である。

ア、水田にあつては排水不良地の解消に努め、汎用化を促進するほか、大型機械による一貫体系とその効果を一層高め稲作の低コスト化と経営規模拡大を図るためにも30a区画以上の整備率を高める。

イ、普通畑及び樹園地は既存畑の効率的利用を図るため、農道の整備、耕土改良等を行い生産性向上と野菜の長期的な産地化を進めるため、野菜生産条件整備を行うとともに輪作体系を確立しブロックローテーション方式の土地利用方式をとっていく。

(ア) 刈和野地区

この地区の水田は整備率90%以上であるが、市街化が進んでいる地区であり、今後は優良芸地の確保を原則として高生産稲作の促進を図る。

(イ) 土川地区

この地区の水田は山間部の未整理を除いては、ほぼ全面積が整備されている。今後は30a以上の区画整備率を高める。

(ウ) 大沢郷地区

この地区の水田は一部山間部の未整理を除いては、概ね90%近く整備されており、今後は農道等の土地改良を進め生産性の向上を図る。

(エ) 強首地区

この地区の水田は、構造改善事業等によりほぼ全面積が整備されているが、10a区画であるため作業効率が悪く、今後農業機械の効率利用と規模拡大・集団化を進めるためには100a区画を中心に再整備を図るとともに暗渠排水改良を推進して土地の汎用化を促進する。

また、畑地については団地化がなされている。

中仙地域

本地域農用地 3,493.7 ha、一部山沿地帯を除いては平坦地で水利条件とも比較的恵まれている。平成 17 年現在区画整理施工済みの水田は 3,050 ha で、その進捗率は 90.4%となっている。しかしながら、依然 10a 区画の割合が 2 割程度あり、基盤整備をさらに今後もすすめていく。

また、本地域における農業基盤整備及び開発は、UR 農業合意による国際化、新政策及び新食糧法に即応可能な産業構造を境立する基礎として位置づけるものとする。

したがって、土地基盤整備を最優先しながら担い手等を核とした生産集団、法人の育成により土地利用型農業の促進、高生産農業のなご一層の促進をしなければならない。

このため生産性の向上に低コスト、高品質農業生産を目指し土地基盤整備、幹線道路網整備及び用排水路整備、農村環境整備を行うとともに新生産調整推進対策への積極的対応による複合化促進と、畜産振興をはかるための草地の開発等、総合的かつ計画的に実施するものとする。

以上の基本的な方向に基づき、区域の整備の方向については次のとおりとする。

(ア) 長野地区

この地区の水田 975 ha は、ほぼ基盤整備完了済みであるが、一部小区画部分もあり、農道幅員が狭いこと等により近代化を阻害してしまっている状況もあるので、ほ場の大区画化が必要である。

今後、用排水路の装工実施と相まって農道整備により幅員の確保、再整理を推進しながら機械化体系による高生産性稲作を実現し得るよう整備するものとする。

畑については、地域の特性を生かしながら転作関連において団地化を促進し野菜等の作物を定着化し、安定生産に努める。

(イ) 清水地区

この地区は、水田 797 ha を主体とした農用地を有している。

水利条件、土壌条件とも恵まれ生産性も高い地区であることに加え、受益面積 500 ha を超す、中山南部地区基盤整備事業により大区画営農がまもなく可能となる。

米の需給ギャップ解消のための転作対応として、ハウス栽培等に取り組んでいる地区であることから戦略作物としてのアスパラ、ほうれん草の面的拡大に資する土地利用体系を整備する。

(ウ) 豊川地区

この地区は、水田を主体とした農用地を有しており、水田 705 ha のうち 68%が 30a 区画に整備済みであり、東長野、長楽寺、ハ幡地域もほ場整備が完了した。

したがって、豊川地区の整備は他の地区に先駆け終了し、大区画のほ場、複合化推進に向けた条件が完了している。

(エ) 豊岡地区

この地区は、水田を主体とした農用地を有し、水田については 749 ha、ごく一部を除きほ場整備が完了済みである。

今後、山間部についても農業機械の効率的利用を図るためにもほ場整備を進める。また、大神威地域や高野地域のほ場整備が現在計画としてあがっている。

畑についても新生産調整推進対策における稲作プラス地域の特性を生かした戦略作物の栽培と、栽培施設の設置を促進し効能率経営を進める必要があり、農道網の整備を推進する。

また、本地域の和牛振興の拠点として当地区内に 29ha の草地造成を行うことによって草資源の確保にさらに進める。

協和地域

多様化する食糧の需給動向に対応しつつ経営改善を進めていくため、生産基盤を整備し高生産性農業を確立するほ場や水利施設の整備を図り、農業機械の合理的な利用を促進し、複合的な作目との組み合わせによる周年出荷体制の確立をめざした「地域ぐるみ」農業を展開する。

また、住みよい豊かな地域づくりのため生活環境の整備を併せて推進する。

南外地域

農用地区域内の農用地は 1,157.1ha で、田 992ha、畑 119ha となっている。土地条件についてみると、田では傾斜度 300 分の 1 未満で団地区間分 200ha 以上の団地に属する田 280ha、100～200ha の団地に属する田 220ha、100ha 未満の団地に属する田 70ha である。傾斜度 300 分の 1 から 100 分の 1 では 100～200ha 団地 184ha、また、傾斜度 100 分の 1 以上では 100～200ha 団地 187ha となっている。畑では傾斜度 8° 未満で 20～200ha 未満団地 47ha、他は 15°～18° の傾斜地に小規模に分散している。

田の基盤整備率は、62.0%で、今後さらに農地の汎用化を促進し、生産基盤の強化と高度利用を図るため、用排水・農道整備を含めた土地基盤整備を進める方針である。

仙北地域

本地域の農用地 2,127 ha のうち、約 68%にあたる 1,440 ha 余りが 30a～1ha の大型区画整理が実施されている。今後も数地区の区画整備が計画されており、更なる水稻の機械化一貫体系による作業の効率化を進めていく。

太田地区

本地域における農業生産基盤の整備開発の方向は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立と農業用排水施設の公共・公益的機能の維持・増進及び農業用水の水質保全や機能維持という観点から進める必要がある。

土地条件は、平均傾斜度 83 分の 1 で全体的に団地性に適しているが、農業上の土地利用の高度化と高能率機械化農業による省力化を進めるには施設の近代化、集団化、水利用の合理化等土地基盤と農業経営の構造的規模拡大が可能な整備の必要が急務である。

土地基盤整備の状況については、本地域の水田面積 2,635ha のうち 30a 区画以上が 35%と少なく、30a 区画未満のほ場を汎用的な農地として利用するには、用排水路および再区画整備の必要性が生じている。特に、集団を単位とした大型農業機械による一貫体系とその効果を一層高めるためにも、10a 区画地域を 30 a 区画に再整備し農用地の汎用化と農業用水の完全確保に努めるとともに、需要拡大の期待できる野菜等の畑作物の振興を図る必要がある。

また、未整理地域の早期解消を図るため、隣接地区と調整をとりながらほ場整備を推進するものとする。

なお、農業用水の完全確保の手段としては、田沢疏水、仙北平野及び県営事業等による用水路の整備等広域的な面からも積極的に参画するものとする。又、未利用地の開発整備については、本地域の開発可能地は河川沿いなどに規模の小さい未利用地が散在している程度であり、開田抑制への理解を求めながら農用地としての開発を誘導していくことが必要であり、畑地及び草地にするなど土地の有効利用を図り地域の農業再編を助長するものとする。

以上、基本的な方向に基づき区域別の整備の方向については次のとおりとする。

(1) 第二田沢地区

この地区の水田は昭和 38 年から 45 年まで行われた国営第二田沢開拓建設事業により 20a 区画に整備されており、又、昭和 58 年から平成 9 年まで行われた県営第二田沢地区土地改良総合整備事業により用排水路および農道等が整備されている。今後は農作業の効率化と大型機械化一貫作業体系を図るため農道の改良舗装を推進する。

(2) 田沢疏水地区

この地区は、国営農業水利事業幹線用水路の改修に伴い、各分木工の統廃合がなされ用水路の整備等はほぼ完了しているが、ほ場は 10a 区画であり大型農業機械による作業効率を高めるとともに、用排水の分離をし農地の汎用化を図るため、30a 以上区画を標準に県営事業等により再区画整備を推進する。

(3) 仙北平野地区

この地区は、県営ほ場整備事業により昭和 47 年から 56 年まで行われた国見地区をはじめ、平成 6 年から行われた駒場南地区、平成 9 年からの駒場北地区及び平成 11 年から現在実施中の横沢地区が該当し、大型機械作業体系の可能なほ場に整備されているものの、国見地区においては排水路の老朽化に伴う整備が必要となっている。

又、本地区も 10a 区画地区及び未整理地区を県営事業等によりほ場整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

(1) 地区別計画

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益範囲	受益面積	
1	ほ場整備	区画整理受益面積	花館地区	35.0ha	萩台
2	灌漑排水	排水路 1,600m	内小友地区	—	山城水系 3
3		排水路 3,000m	〃	—	小友川
4	ほ場整備	区画整理	大川西根地区	50.0	南野
5			角間川地区	17.0	唐白天
6			四ツ屋地区	115.1	仙北西
7			下夕野地区	86.5	県営担い手育成基盤整備事業
8			神岡下川原地区	103.2	県営担い手育成基盤整備事業
9			大浦沼地区	121.9	県営経営体育成基盤整備事業
10			神岡西部地区	258.0	県営経営体育成基盤整備事業
11			野際地区	38.0	県営経営体育成基盤整備事業
12	かん排一般	水路改修 9,200m 頭首工補修一式	松倉地区	1,502.0	
13	農業水利施設保全対策事業	施設修繕一式(仙北Ⅰ期)			
14	草地整備	草地整備改良(笹倉地区)		15.0	

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地域	受益面積	
15	区画整理	経営体育成基盤整備	強首地区	546.0	
16			大沢郷 皆別当地区	45.0	
17	区画整理	経営体育成基盤整備	大沢郷 藪台地区	245.0ha	
18			刈和野 三条川原地区	80.0	
19			土川今泉地区	30.0	
20			高野	30.0	
21			大神成	90.0	
22			中仙南部	476.0	
23			仙北西中仙地域分	5.0	
24	用排水路 農道整備	経営体育成基盤	鶯野	361.0	
25	用排水路	経営体育成基盤	国見中仙地域分	192.0	
26	用排水路 農道整備	経営体育成基盤	豊川	248.2	
27			豊川2期	233.7	
28	ほ場整備	区画整理・用排水整備 農道整備・暗渠排水	小種	284.1	
29	農業水利施設整備	ため池整備	宗谷堰	71.0	
—	新農業水利システム 保全事業	農業水利施設整備	淀川・船岡	429.0	淀川 118ha 船岡 311ha
30	ほ場整備	区画整理・用排水整備 農道整備・暗渠排水	神岡下川原	20.6	
31			及水	52.4	
32			中央	75.0	
33	ほ場整備	区画整理(30a～1ha)、 用排水路整備、農道整備、 暗渠布設	横堀地区	421.7	
34			仙北西地区	198.6	
35			堀板地区	259.7	
36	農道整備	農道網の整備のための 新設、舗装	中央三期	569.0	
37	用排水改良	用排水路の新設改修	橋本2地区	259.7	
38	ほ場整備	区画整理	横 沢	92.0 ha	

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考
			受益地域	受益面積	
39	ほ場整備	区画整理	今 泉	50.0	
40			三 本 扇	228.0	
41			斉 内	111.0	
42			太 田	155.0	
43	排水改良	用排水路改修	国 見	768.0	
44		用水路改修 780m	田 ノ 尻	10.2	
45		用水路改修 780m	新 田	8.0	
46		排水路改修 5, 191m	斉 内	192.0	
47		排水路改修 1, 200m	金井伝沢	17.0	
48		排水路改修 1, 150m	惣 行	36.3	
49		排水路改修 225m	八 幡 前	7.5	
50	農道整備	農道改修、舗装 755m	扇 畑	—	
51		農道改修、舗装 460m	上 北	10.4	
52		農道改修、舗装 340m	下小曾野	9.5	
53		農道改修、舗装 305m	田 ノ 尻	3.4	
54		農道改修、舗装 200m	石 神	2.4	
55		農道改修、舗装 610m	下小曾野	16.9	
56		農道改修、舗装 905m	新 田	9.1	
57		農道改修、舗装 430m	太 田	8.8	
58		農道改修、舗装 655m	下 南	14.0	
59		農道改修、舗装 385m	金井伝中里	3.6	
60		農道改修、舗装 680m	南 今 泉	7.1	
61		農道改修、舗装 850m	堤 東	23.5	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林については、農業振興地域内の森林 17 ha は国指定の「払田柵跡」の中にあることから、基本的に開発は不可能である。このため、史跡の森として位置付け緑地帯として保存、周辺土地利用との調整を図る。

4 他事業との関連

○ 仙北平野土地改良事業

排水幹線水路の改修と水源の確保、水利権の確立を図るとともに、支線水路の整備統合を実施し、農用地の高度利用及び農業経営の安定を促進し生産性の向上を図るための広域的な総合事業であり、本事業を積極的に推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地等の保全の基本的な方向としては、農地が生産基盤にとどまらず、農業生産活動が行われることにより生ずる洪水調節機能や水源のかん養機能、土壌浸食防止機能等の多目的な機能を有しており、国土の保全や市民の豊かで潤いのある生活の実現に欠かせないものである。

このため、集団的な農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業生産基盤として有効な状態で維持・保全する施策を推進するとともに、多面的機能の維持のためには、遊休農地の有効利用や耕作放棄地の発生防止の施策を推進する。

2 農用地等保全整備計画

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考
			受益地域	受益面積	
6 2	防災施設整備	防災水利用アクセス道路の新設 2.3km	四ツ屋地区	160 ha	H14～H17
6 3	西側北地区 県営老朽ため池等 整備事業	大滝沼 斜樋・底樋渡 余水吐等整備	土川地区	150 ha	H 8～H19
6 4	防災施設整備	ため池整備	沢 山	10.4 ha	
6 5	防災施設整備	ため池整備	南 外	330 ha	
6 6	防災施設整備	ため池整備	水 沢 々	27.6 ha	
6 7	防災施設整備	地滑り防止	巢 ノ 沢	86.7 ha	

3 農用地等の保全のための活動

本市においては農業水利施設が比較的整理されているが、依然として用水の不足する地域があることから、今後とも計画的な整備が必要である。農業用水については生活用水や防火用水、消・流雪用水等の地域用水としても利用されており、公共・公益的な機能を果たしている。老朽化が著しい農業水利施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、土壌浸食あるいは崩壊の防止、農用地の機能低下を防ぐため、防護柵、防火水槽の設置も進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業は稲作に依存した生産構造であることから、農業産出額も伸び悩み傾向にあり、収益性の高い野菜や花き、畜産など、多様な農業生産の展開が期待される。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標については、当市及び周辺の市町において現に成立している優良な農業経営の事例等を参考に、平成29年10月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で定めた農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の年間所得に相当する1人当たりの年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を確保出来るよう、またこれらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とし、類型別の経営目標を次のとおり定めるものとする。

	営農類型	目 標 規 模 作 物 構 成	戸 数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経 営	水稻+大豆	水稻 1,120 a、大豆 880a（うち借地 1,200 a）、水稻作業受託 200 a	1,427 戸	15,840ha
	水稻+野菜	水稻 820a、露地ネギ 280a		
	水稻+野菜	水稻 1,070a、露地トマト 30a、施設冬締めホウレンソウ 30a		
	水稻+野菜	水稻 1,060a、施設キュウリ 40a、水稻作業受託 260a		
	水稻+野菜	水稻 1,065a、施設周年ホウレンソウ 35a、水稻作業受託 100a		
	水稻+野菜	水稻 860a、メロン 130a、アスパラガス 130a、水稻作業受託 600a		
	水稻+野菜	水稻 616a、枝豆 484a、水稻作業受託 700a		
	水稻+野菜	水稻 890a、ブロッコリー150a、そら豆 60a、水稻作業受託 500a		
	水稻+野菜	水稻 680a、キャベツ 250a、枝豆 170a、水稻作業受託 650a		
	水稻+花き	水稻 472a、輪菊 60a、小菊 60a、施設トルコギキョウ 8a、水稻作業受託 270a		
	水稻+花き	水稻 549a、施設トルコギキョウ 51a		
	水稻+花き	水稻 520a、露地リンドウ 80a、水稻作業受託 130a		
	水稻+花き	水稻 570a、露地ダリア 20a、施設ダリア 10a		
	果樹+水稻	水稻 250a、日本ナシ 210a、りんご 40a		
	工芸作物+水稻	水稻 550a、葉たばこ 100a、水稻作業受託 900a		
	菌茸+水稻	水稻 630a、水稻作業受託 150a、菌床椎茸 40,000 袋		
	水稻+畜産	水稻 600a、水稻作業受託 750a、肉用牛(黒毛和種)繁殖 40 頭		
	畜産単一	肉用牛（黒毛和種）肥育 150 頭		
	畜産単一	乳用牛（ホルスタイン種）50 頭		
	畜産単一	繁殖・肥育（黒毛和種）一貫 繁殖 40 頭、肥育 50 頭		
組 織 経 営 体	水稻+大豆	水稻 56ha、大豆 44ha		
	水稻+大豆+野菜	水稻 168ha、大豆 122ha、枝豆 5ha、キャベツ 2ha、ネギ 3ha		
	水稻+大豆+野菜	水稻 28ha、大豆 17ha、枝豆 5ha、水稻作業受託 10ha		
	水稻+大豆+花き	水稻 43ha、枝豆 5ha、リンドウ 2ha		
	水稻+大豆+野菜	水稻 28ha、大豆 16ha、枝豆 2ha、ネギ 2ha、アスパラガス 2ha		
	水稻+野菜+菌茸	水稻 35ha、枝豆 4.7ha、菌床しいたけ 60,000 袋		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産性の高い農業経営を確立するため、兼業農家を含めた地域農業の幅広い合意形成に基づき、意欲と高い経営能力を有する認定農業者、集落型農業法人の育成を推進し、農用地の集積活動を通じて効率的な地域農業を確立する。

これらの実現のために、農業生産基盤の整備を推進するとともに、水稻など土地利用型作物の栽培をメインとして、情報通信技術(ICT)などの高度な技術等の導入による労力低減及び省力・低コスト化を進めていく。

また近年、食品安全や環境保全に配慮した農作物への需要が高まっており、持続可能な農業を実現するための取組みの一つとして、生産工程管理(GAP)等の導入により、安全で付加価値の高い作物の生産を拡大する。

	農用地等の流動化 (自作地、所有権、賃貸借利用権、作業受託)	農作業の共同化	転作利用率	裏作導入	備 考
現 在 (R1)	13,629 ha	組 織	100%	0%	
将 来 (R6)	15,840 ha	組 織	100%	0%	

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域農業を支える担い手への支援策

認定農業者などの個別経営体を主体として、圃場整備を機運とした集落型農業法人が市内各地で設立され、農地の利用集積や農作業の受委託などが積極的に進められているほか、これらの中心経営体を地域ぐるみで支える「多面的機能支払交付金制度」等を活用した農地や農村環境保全活動への取り組みなども広範にわたって展開されており、いずれも県内でトップクラスの実績となっている。

引き続き、各地域において、地域の農業を守るための自主的な話し合いの気運醸成に努めながら、農作業の受委託や機械・施設等の効率的利用を促進するとともに、農地や農道、用排水路等を地域で保全・管理する取組みを支援していく。

さらに経営の複合化や多角化、法人間の連携による経営基盤の強化を図ることにより、ロボット技術や情報通信技術(ICT)などの高度な技術を活用したスマート農業や、農業生産工程管理(GAP)を実践できる人材の確保も可能となり、技術や人材を活用した省力化・高品質化を進める。

(2) 農用地の利用集積の促進対策

意欲ある多様な担い手等への利用集積を図るため、「人・農地プラン」の実質化に向けた営農構想の作成を支援するとともに、農地中間管理機構事業、農業経営基盤強化促進事業など農地集積・集約化対策事業の利用促進、農業委員会の農地の売買、賃借等の斡旋により、農業経営の規模拡大に寄与し、地域の担い手の育成と農地の有効活用を強化していく。

また、農業委員及び農用地利用最適化推進委員と連携し、利用状況調査や利用意向調査を踏まえ、農地利用の最適化に向けた活動を積極的に行う。

(3) 農作業受託の促進対策

農家の高齢化の進展による労働力不足により、農作業の負担が増大していることから、農作業の負担軽減を図るため、農作業の受委託の体制をより充実化していく必要がある。作業の受託は、作業機械や作業員の確保が可能な農業法人若しくは異業種からの労働力確保等により、農作業の受委託の拡大、ニーズのマッチングを図る。

(4) 農業生産組織の育成対策

稲作を主体として、市内には147経営体の農業法人が存在するが、今後、構成員の高齢化や担い手不足に伴い組織の維持存続が困難になることが見込まれる。今後は、組織の活性化を促す見地から、作業の提携、機械の共同化を基本とした組織間交流を促していく。

(5) 地力の増進対策

土壌診断による施肥や土壌改良材の適正投与、近年、肉用牛を中心として大規模、多頭飼育に取り組む畜産農家と地域の耕種農家が連携した有機質資源の有効活用による資源循環型農業の実践に取り組む。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等により、林業生産活動が全般にわたって停滞し間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。このため、地域住民の協力のもと、森林組合が主体となり一体的かつ計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に推進し森林の生産機能、公益的機能が充分発揮されるよう大仙市森林整備計画に基づき、森林整備の目標達成に努める。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業経営の目標の達成に向けた取組として、安全、高品質など消費者ニーズに即した生産から流通に至る持続的な体制の強化を図ることが重要である。

このため、農業生産基盤の整備計画等との関連に配慮しながら、農畜産物供給等の目標を明確化し、生産・集出荷・加工などに必要な施設の整備を推進する。

なお、施設整備に当たっては、既存の生産組織等の効率的な運営や地域農業の振興方向に即した新たな組織の整備、既存施設を含めた各種施設相互間の有機的な関連などに留意するものとする。

各地域ごとの方向性について以下のとおりである。

- 水 稲
 - ・ 高品質米や良食味米の生産対策
 - ・ 集落営農や法人化組織による低コスト生産の推進
 - ・ 安全、安心な米づくりの推進
- 大 豆
 - ・ 高品質大豆の生産
 - ・ 消費者、実需者ニーズに即した品種の生産拡大
 - ・ 組織化、集団化の推進
- 飼料作物

低コスト生産と貯蔵利用の普及拡大を促進する。特に稲発酵粗飼料については、稲作と連携を図ることで、実需者が必要とする高栄養価で安定した供給を図る。
- 園芸作物（野菜・花き等）
 - ・ 園芸部門を経営の基幹とする担い手農家を育成し規模拡大を図るとともに、新規農家の作付け誘導を目指す。
 - ・ 品質向上と高付加価値化を図り、市場戦略性の高い産地づくりを推進する。
 - ・ 選果体制が確立しているアスパラガス、ほうれんそう、枝豆等主要野菜の作付け拡大を図る。
 - ・ 花きについては、生産部会組織の育成を図るとともに、高品質生産や低コスト省力化を目指し、共選共販体制を図りながらブランド化を推進する。
- 肉用牛

飼養管理の改善、経営の向上と飼料の自給率向上に努め、複合経営の安定を図っているが、今後は優良素牛の確保、保留に努め、肥育を取り入れ規模拡大とさらなる安定経営を図る。

以上の基本的方向に基づき、各地区ごとに整備の基本的方針を示すと次のとおりである。

大曲地域

本地域では、大区画ほ場整備に対応するため、大型機械の普及と認定農業者を中心とした地域の担い手への農地の利用集積を促進するなど、効率的な作業体系を確立する必要がある。こうした農業生産システムを構築する上で、受け皿となる農業近代化施設は低コスト高能率生産のためには必要不可欠な拠点施設であり、市内の既存8ヶ所のライスセンター及びJ A秋田おぼこの広域農業生産総合施設（ライスターミナル）等の活用により、生産性あるいは品質の向上を図る。

今後においては、地域農業の核となる認定農業者の育成及び集落営農組織、法人化組織等の整備強化に努めるとともに、既存ライスセンターへの色彩選別機の導入等により安全・安心な高品質米の生産を推進する。

ア 大川西根地区

この地区は、稲作の他に露地野菜、ハウス栽培など複合経営農家の育成に努めるとともに、J A秋田おぼこの大川西根ライスセンターに色彩選別機を導入し混入する異物を取り除き、安全・安心な高品質米の生産を推進する。

イ 内小友地区

この地区は、稲作に加え麦・大豆の栽培管理が可能な地区であり、生産組織を中心とした営農により、低コスト化を図るとともに、J A内小友ライスセンターに色彩選別機を導入し安全・安心な高品質米の生産を推進する。

ウ 角間川地区

この地区はほ場の大区画化による稲作基幹の大規模経営農家を育成するため、基幹となる近代化施設の整備により、労働生産性の高い大型機械化一貫作業体系を確立する。

神岡地域

本地域の水田については90%が整備済みであるが、30a区画以上の水田は37.7%である。残りの水田は、昭和20年代後半に施行された旧積寒法事業による10aで道路が狭く水路については用排兼用水路、また支線・末端排水路の大部分が通水断面が小さく素掘水路であることからその整備が必要となっている。今後は、これらを順次基盤整備事業を行い水田の汎用化、農業機械の作業効率化の向上等により、本地域農業の基幹作目である稲作の生産性向上を図る。

畑については、野菜作付の団地化に対応した整備を推進し米との複合性物としての特産野菜の産地形成を図る。

畜産については、米につぐ作目としてその振興を図ってきたところであり今後とも草地の改良・整備を積極的に推進して、良質粗飼料の確保を図る。

ア 東部地区

本地区は222haは第1次農業模造改善事業による30a区画、39haは県単事業、農村総合整備モデル事業による20a区画にそれぞれ区画整備されており、土地基盤整備が進んだ地区となっており、30ha規模のミニライスセンターも設置されている。

今後は10a区画、未整備田の整備に努める一方、農用地の集積、生産組織の育成等を推進し土地基盤整備の成果が十分に生かされるよう生産体制の確立を図る。

排水路整備については県営灌漑排水事業、県営排水対策特別事業が竣工され、今後は未着手の排水路についても順次整備を推進する。

畑地については、本地区がサトイモ、ゴボウ等の野菜産地であることから、既存畑の整備により団地化に対応するとともに、周辺の未利用地の利活用等により作付け面積の拡大を図る。

採草放牧地については、笹倉放牧場、荷坂区の草地整備に努めながら、粗飼料生産基盤の確保を図る。

イ 北部地区

本地区は、畑地が住居地区に散在するほか、平坦地のすべてが水田となっている水稻単作地区であり、水田 10a 区画でその多くは排水不良となっていたが、ほ場整備事業が進行中であり、完成後は水稻と転作大豆、肉用牛等とを組み合わせた生産性の高い複合経営を確立する。

ウ 南部地区

本地区の水田は、雄物川対岸の 30a 区画田 21ha、平成 13 年度からは担い手育成基盤事業では神岡下川原地区の 1ha、30a 以上区画 83ha と整備を施行している。また、本地区は地域の中心部であることから予想される住宅地の需要の増大との調和を図る。

排水路整備については本地区では大坪街道下排水路整備、後川改修工事が竣工したことによりほぼ完成した。今後は生活環境と農業生産基盤との一体的な整備を推進する。

草地については、雄物川の河川敷等の積極的な活用を図る。

エ 西部地区

本地区の水田のうち、船戸地区 36ha、小路袋地区 51ha は担い手育成基盤事業、龍蔵台・大平台 45ha は開拓パイロット事業による 30a 区画、布田谷地・金助谷地 23ha は団体営ほ場整備事業による 20a 区画に整備されており、40ha 規模のミニライスセンター 2 箇所、420ha 規模のカントリーエレベーターも設置されている。しかし大部分は 10a 区画であるので、10a 区画、未整備田の整備に努める。

排水路整備については、県営神岡百部地区排水対策特別事業、県営神岡北部地区排水対策特別事業で大坪街道下排水路、高花排水路及び下夕野排水路がそれぞれ竣工した。今後は区画整備の進展状況を踏まえつつ、用排水路等の整備を図る。

草地については、既存の草地の改良、整備を図る。

西仙北地域

本地域における農業近代化施設の整備の水準は、各作目において低位置にあり、労力及びコスト低減上問題がある。今後は、更に農業生産組織を充実強化し基幹作目の良質米生産を基調とした高位生産性稲作地帯の確立を図るため農業近代化施設の整備を図り、利用率を高めるとともに集落営農組織が主体の運営管理を基調に育成指導を併せ生産技術及び土地利用の高度化を図る。

ア 刈和野地区

当地区は平均経営規模が小さく他産業への就業人口が増えている。又、農家の階層分化が進んで来ており、このため地区内の中核農家への農地の流動化、農作業の受委託を更に進める一方、将来は農事組合法人の設置を進め共同利用施設の整備を図る。

イ 土川地区

当地区は、山間部に囲まれた農村地帯にあり近年畜産、葉たばこ栽培、アスパラ栽培に意欲的に取り組んでいる。このため今後整備を要する近代化施設は、集落営農施設及び老朽化したため池整備等が必要となってきた。又、出羽丘陵開発事業を実施して 15 年以上経っていることから草地の更新及び草地管理機械の導入を進めていく方針である。

ウ 大沢郷地区

当地区は、山間部に囲まれた農村地帯にあり近年、畜産、葉たばこ栽培に意欲的に取り組んでいる。設置済である堆肥製造施設を有効活用しながら出羽丘陵開発事業による肉用牛飼育規模拡大を

目指し草地管理機械の導入を進めていく方針である。

エ 強首地区

当地区は、平坦地に位置し経営規模が比較的大きく、従来から野菜作り農家が多く国の野菜指定団地になっている。水田は10a区画で整備されているが、作業効率が悪く大型ほ場整備を実施して、農事組合法人を設立し共同利用施設の整備を行って省コスト化を確立していく。

中仙地域

本地域の農業は国の農産物の需給及び生産見通しに即応し、米をはじめ、野菜、大豆、畜産を重点作物として生産基盤の整備を図る。

米を基幹作物としている本地域は、適地適産に配慮し条件整備を行い、今後ますます要求される安全・安心の米生産を基調として集落営農組織、農業法人の育成、機械化技術体系による高生産稲作を確立する。

畜産については、自由化の進展に伴う市場の低迷が続いており、高産経営の基盤を根本的に改善する時期にある。肉用牛は優良素牛の導入または保留により仔牛生産から肥育と一貫体制、及び多頭化推進により所得確保を図ると共に組織の育成強化を図り、管理機械、施設導入整備を図る。

養豚については、種豚資質改善に努めると共に多頭化に伴う畜産公害に対処するためにも団地化の形成を推進し共同飼育施設の設置による集団生産組織、肥育組織、一貫経営組織に分化させ、それぞれの組織の育成強化を図ると共に地力増強の糞尿処理施設の整備に努める。

野菜等については、重点振興作物を中心に生産団地を形成し生産組織の育成強化を進めるとともに安全・安心の農産物のトレーサビリティを心掛ける。更に生産施設の増設、計画生産、計画出荷等の一元的系統体制を整える。

市場対策については、市場動向に見合った出荷をするために野菜貯蔵施設等の設置により流通手段に適合した販売体制を整備する。

ア 長野地区

この地区は、交通手段に恵まれた平坦農村地帯であり、従来水稻の単作が支配的であったが、農業情勢の変化により米以外の作物の振興が重要になってきていることから、集団で大豆に取り組んでいる。

また農協を主体とした広域施設として、共同育苗施設、大規模乾燥調整施設の効率的利用を進め、高生産性、稲作地帯の形成を図る。野菜等についても生産性向上、畑作経営の合理化を図るため、生産組織の育成強化を進める。

イ 清水地区

この地区は、高生産稲作地域の水稲単作地帯である。近年の農産物需給構造の変革に伴い農業所得の増大を図るため、米以外の作物の振興に力を入れてきた。

基幹作物の米については集落条件に応じた生産組織の育成強化に努め共同育苗施設、高性能機械を導入整備し、機械化一貫体系による高生産稲作地帯の形成を図る。

肉用牛については、和牛生産組織の強化、施設機械の合理的活用の推進を図る。

また、既存の近代化施設を効果的に結びつけたハウス施設等を更に活用し生産性の向上を図る。

ウ 豊川地区

この地区は従来水稻単作地帯であった。しかし現在では米以外の作物の振興が重要であることから、生産集団や農業法人による大豆の団地・集積化に積極的に取り組んでいる。

また、重点作物として米以外に養豚、肉用牛、野菜を組み合わせた複合経営を図る。水稻と野菜の営農類型を立て、それぞれの生産組織の育成、共同育苗施設の効率利用、また高性能機械の導入を進め高生産性への誘導を図る。

養豚については多頭飼育に伴う畜産公害に対応して広域的に団地施設に合わせて、地力増強を図るための施設整備を図る。

エ 豊岡地区

この地区も他地区同様に水稲単作地域であったが、畜産振興が盛んなことから、米以外の作物として牧草の集積に取り組んでいる。

したがって、この地区では、重点的に肉用牛進行の拠点として飼料管理機械の設置及び導入整備を図る。

畑作については、転換畑の高度利用のため共同育苗施設、たばこ乾燥施設の近代化を図る。

果実については、今後の需要構造から拡大は見込まれないことから品質の向上を主にした品種更新と栽培技術の徹底を図る。

協和地域

各種農業近代化施設は、各農業協同組合や生産組織ごとに整備が図られ有効活用されてきたが、今後更に既存施設を有効に活用する。併せて水稲、野菜、畜産、酪農、メロン、葉たばこ等を組み合わせた複合経営を基本に集落ぐるみの農業を推進し共同利用により低コスト生産を目指す。

農業機械への過剰投資を抑制するため穀類乾燥調整施設の整備を図るほか、メロン、キャベツ、ピーマン、さやえんどう、夏秋きゅうり等の5品目は、JA秋田おばこにおいて、重点的に産地化を図るべき作物として地域の農業振興計画において産地化の必要性の高い作物として位置づけられているものであり、花き、特別栽培米の2品目は地域の特性を生かし生産規模の拡大を図る。

南外地域

米を中心に、野菜、果樹、畜産の主要作目について、本地域の特性と、自然条件・立地条件を生かした複合経営を進めるため、これらを有機的、一体的に結合させる方向で整備することとし、それにあわせて管理機能や生産・加工・販売も備えた施設の整備拡充を推し進める。

なお、地域内全農家を対象としたカントリーエレベーター等のハード施設整備については、ほぼ終了していることから、今後の新規整備分については、他地域と連携を図りながら、広域的な活用方法を検討していく。

また、個々の集落営農組織レベルにおける施設整備については、必要に応じてその進捗動向を踏まえながらニーズに適した形での整備を進めていく。

更に、農作物の販路拡大及び観光物産の強化を促進するとともに直売所の設置と加工所の増築を図り、地域の賑わい創出の拠点施設として整備推進を図る。

仙北地域

本地域における農業近代化施設の整備は基幹作目である米を中心に整備を図ってきた結果、生産から流通に至るまでの体制はほぼ整備された。今後は安定した米の流通市場確保に努める一方、生産調整に対応するため地域の条件に適した複合作目導入を推進する必要がある、そのためには農業生産組織の強化に努めるとともに受委託作業等に結び付けながら高能率農業の生産体制を図る。

太田地域

本地域の農業は、国の農産物の需要の動向と生産の長期見通しに対応し、米、野菜、花き、肉用牛及び特用農産物を重点としているが、米は農業生産の基幹作物であり地域の特性、立地条件に応じ単作及び他の作物を組み合わせた生産体制を確立する。このため、生産基盤の整備とともに農業近代化施設の整備拡充を図り、作目作型の統一による産地化を確立する。これにより経営構造と労働生産性の改善を助長して、収益性の向上と農業所得の増大を目指すものとする。

(1) 上太田地区〔A〕

この地区は、経営規模が比較的大きく水稻に土地利用型の飼料作物や大豆を取り入れた準単一経営が支配的である。又、今後農畜産物の需要構造の変化に応じながら農業所得の増大を図るためには、稲作生産の規模拡大や協業化、米以外の作物の振興がきわめて重要である。したがって、この地区は稲作の受託組織を育成しながら、重点作物として米以外に肉用牛、野菜、大豆が挙げられるが、それらの今後の農業技術の確立、生産体制のあり方及び農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

米については、地区内の条件に応じた規模の稲作生産組織を設け、高性能大型機械を導入し、近代化施設の効率的な利用を図るものとする。又、流通施設においても農協を主体に広域施設として収蔵施設や広域農業生産総合施設等の整備拡充を進め、高生産稲作地帯の形成を図るものとする。

肉用牛については、増頭と新規導入により飼養農家を育成する。草地管理用機械施設の導入整備を図るとともに、繁殖から肥育までの地域一貫生産体系を目指して、共同飼育管理施設の整備等を積極的に実施する。

野菜は、土地利用型の作物を主体として共同の管理機械と収穫機械を導入するとともに、パイプハウス導入による夏秋野菜の作型の促成や抑制を行い市場性の高い野菜生産を展開する。

(2) 下太田地区〔B〕

この地区は、地勢交通条件に恵まれた平地農村地帯で、従来は水稻の単一経営が支配的であったが転作を契機として徐々に野菜生産が実施されてきている。しかし、今後の農産物需要構造の変化に対応しながら農業所得の増大を図るためには、稲作受託組織の育成や米以外の作物をさらに積極的に振興することが重要である。したがって、この地区の重点作物は米以外に大豆、野菜、葉たばこ及び花き等があげられるが、これらの今後の農業技術の確立、生産体制のあり方および農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

米及び野菜については、上太田地区に準ずる。

葉たばこについては、管理及び乾燥機械施設等の導入を行う。

花きについては、今後も需要の拡大が期待できるので、加温施設やパイプハウス、集出荷施設の整備を行うとともに栽培面積の拡大を目指す。

2 農業近代化施設整備計画

対図 番号	施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	備考
			受益地区	受益面積	受益戸数		
6 8	(水稻)色彩選別機	大仙市内小友 (J A秋田おぼこ 内小友RC内)	内小友 地 区			共同組織	大曲地 域
6 9	(水稻)色彩選別機	大仙市大川西根 (J A秋田おぼこ 大川西根RC内)	大川西根 地区			〃	〃
7 0	(水稻)粃乾燥施設	大仙市角間川町	角間川 地区	30ha		〃	〃
7 1	(水稻) 粃乾燥調整施設 カントリー1棟	大仙市強首	強 首 地 区	300 ha	333	〃	西仙北 地区
7 2	(水稻) 機械格納庫2棟	大仙市強首	強 首 地 区	300 ha	333	〃	〃
7 3	(水稻) 粃乾燥調整施設	大仙市土川	土 川 地 区	30 ha	30	〃	〃
7 4	(水稻)色彩選別機	大仙市中仙 (J A秋 田おぼこ中仙支所C E内)	長 野 地 区			〃	中仙 地区
7 5	(水稻) 粃乾燥調整施設	大仙市荒川	荒 川 地 区	100 ha	80 戸	〃	協和 地区
7 6	〃	大仙市峰吉川	峰吉川 地 区	50 ha	50 戸	〃	〃
7 7	〃	大仙市船岡	船 岡 地 区	200 ha	150 戸	〃	〃
7 8	〃	大仙市淀川	淀 川 地 区	300 ha	170 戸	〃	〃

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業就業人口の減少や高齢化が進む中で、将来にわたって地域農業・農村の維持発展を図るため、効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者をはじめ、認定農業者が中心となった法人化組織など、それぞれの地域の実情に応じた多様な担い手を幅広く育成する必要がある。

また、次代を担う若い農業者の確保・育成を図るため、就農啓発から経営の安定までの支援体制を強化するとともに、女性や高齢者を農業生産や地域づくりの担い手として位置づけ、生き生きと活動できる環境づくりの推進を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業就業人口の減少が続く中、平成7年以降、地域農業を主体的に担う認定農業者の確保・育成に取り組んできた結果、平成18年3月末現在1,030名の認定農業者が確保されているが、地域によっては担い手不足が深刻化しつつある。新規就農者については十分な数が確保されている状況にはなく、また、近年就農した後継者にあっても家族労働者の域を脱し、自立専業農家として活動している状況にあるとは言い難いのが現状である。

このため、地域の立地条件や担い手の現状などの実態に応じて多様な担い手を幅広く確保・育成することが必要であり、就農についても啓発から技術の習得、就農基盤の整備、経営の安定までの一貫した対策を進める必要がある。担い手が比較的確保されている地域を参考としながら、個別経営の認定農業者や認定農業者が中心となった集落営農や法人化組織を育成し市・JA・農業公社等の事業を通じた効率的な生産体制の確立を支援するものである。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の販売農家戸数（平成27年度）5,118戸のうち、専業農家戸数が1,084戸、兼業農家戸数が4,034戸となっており、約79%が兼業農家となっている。また、農業外所得が主である第2種兼業農家戸数については、減少傾向にあるものの、販売農家全体の62%を占めており依然として高くなっている。

これまで、農地の集積化、農業経営体の大規模化、法人化による農業経営の体質強化に取り組んできたものの、農産物の価格低迷や資材等価格の値上がりなどの影響による農業所得の減少は、農業従事者の減少や担い手不足等にも直結し、また、中山間地域などをはじめとした農村集落機能の維持存続への影響が懸念されている。

今後、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進（第4に記載する計画）を図るためには、あわせて農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会を確保することが有効である。

また、農業従事者及び農家世帯員の就業機会の確保により、より安定した市民生活の向上を図ることは、地域農業の持続的発展を支える上での重要な柱であり、不安定な就労農業従事者にあっては、安定的な就労への誘導を図る必要がある。

なお、本市の高速交通体系は、秋田自動車道や秋田新幹線や、国道13号線のバイパス整備により、着実な進展を見せており、恵まれた交通ネットワークの強みを活かし、東北各地や首都圏等への輸送、多様化、高度化する農産物需要への的確な対応や産地化の確立、企業誘致をより一層展開していくとともに、働く場の創出に努め、市全体の雇用機会を拡大していくことで、農業従事者及び農家世帯員の安定的な就業を促進し、活力ある農業、農山村の形成を図っていくこととする。

単位／戸数

年度	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	恒常的勤務	日雇・臨時雇・出稼	自営兼業
平成12年度	700	1,896	6,928	2,870	1,086	564
平成17年度	878	1,550	6,041	2,583	626	411
平成22年度	990	1,179	4,164	1,780	431	283
平成27年度	1,084	856	3,178	1,359	329	216

※2000、2005、2010、2015年農林業センサスを基に推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域における就業機会の確保と増大を図るため、地域農業を牽引する中核的農業経営体の育成、地域資源を利用した多彩な農業の展開、競争力ある農産物の生産等により安定的な就業を促進する。

具体的には、主業農家及び専業農家の増加が、将来の農業従事者の確保につながると考えられるため、担い手への農用地の集積、集約による経営の効率化、6次産業化、農業経営の法人化等を推進し、経営の安定化を図り、雇用の受け皿となる経営体として育成する。

さらに、販売農家の過半以上を第2種兼業農家が占めていることから、兼業農家の農外就業が安定することによって、若年層の農村地域から都市地域への人口流出を防止し、将来の事業継承に結びつくと考えられることから、産業団地の造成による企業誘致等を核とした雇用創出を図る。

こうした視点に立ちながら、地域の農業者の安定した就業機会や若者の定住化を確保し、また地域経済にも好影響を与えることが可能となる農業と産業が調和した均衡ある市勢の発展を図ることを最重要課題として取り組むこととする。

(1) 就業先となるべき事業に係る施設

農業従事者の就業意向を踏まえて、他産業との調整を図りつつ、農産物の集荷、加工施設のほか、新たな工業用地等の創出について企業立地の担当部局と綿密に協議し、安定的な就業の確保を図る。

(2) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

現在、県、農業委員会、JA等の関係機関と協力し、農業後継者の育成に努めているが、今後は必要に応じて農業従事者の就業に対するニーズを把握するとともに、若年層の定住化促進のための地元雇用の確保に努める。

(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等による職業相談、指導をバックアップし、就業改善等の推進を図る。

(4) 農村産業法等に基づく計画の達成を図るための方策

現在、市内17箇所に農産法に基づく産業導入地区を設定しているものの、大半は30年以上前に整備した区画であり、これまで、首都圏等への企業誘致活動を展開する上で、大規模区画や近年の人材不足を背景にした優秀な人材を獲得しやすい環境を求める企業のニーズに応えられていない状況にある。このことから、地元企業の育成や企業誘致に向けた取り組みを、より加速化させるとともに、本市が持つ農業生産に適した地理的特性を活かし、農林業関係企業の誘致に取り組む。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合性に留意する。また、新たに大曲西根地区を産業導入地区とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入される産業との均衡ある発展を図る。

●産業導入地区の概要 (産業導入地区の所在、地番、面積等)

地区名	所在	面積
藤木地区	大仙市藤木字下野中 21	31,965 m ²
西仙北地区土川工業団地	大仙市土川字上雨堤 1-34	62,742 m ²
西仙北地区北野目工業団地	大仙市北野目字白山堂下 700	54,980 m ²
西仙北地区西今泉工業団地	大仙市土川字刈布沢 24-31	50,491 m ²
中仙地区野中工業団地	大仙市鍵見内字野中 248-1	16,000 m ²
中仙地区上黒土工業団地	大仙市清水字上黒土 993	6,337 m ²
中仙地区中川原	大仙市北長野字中川原	39,000 m ²
台林地区	大仙市協和稲沢字台林 16-1	65,440 m ²
田中田地区	大仙市南外田中田字山根	25,000 m ²
大和田地区	大仙市戸地谷字大和田 176-1	13,310 m ²
田茂木第1地区	大仙市堀見内字下田茂木添 28-1	19,508 m ²
太田北開地区	大仙市太田町斉内字北開 182-3	74,466 m ²
太田国見地区	大仙市太田町国見字稲荷堂 162	21,115 m ²
太田三本扇地区	大仙市太田町三本扇字一本木 18-1	21,597 m ²
大曲西根地区	大仙市大曲西根字上野 170 他	72,171 m ²

(5) 企業等の進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

企業の進出は、安定就業の場の確保に有効な方策であることから、農業委員会、土地改良区、地権者、地元自治会等による企業誘致のための連絡調整体制を強化する。

(6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

従来の農産物の生産活動に加え、加工、流通、販売までを含む6次産業化の普及促進と、しいたけ、いちご等の通年施設栽培や、いぶりがっこの生産に代表される農産物や農産物加工品販売など地域資源を活かした周年農業の確立による通年雇用の拡大を推し進める。

(7) 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

地域からの優先的雇用を誘導し、農業従事者の就業機会の増加に努めるとともに、農家の所得の向上に結びつくような取り組みを総合的に実施していくため、県、市、秋田おぼこ農業協同組合、大曲商工会議所、大仙市商工会、金融機関等で構成する「大仙市農商観連携連絡会」を母体に協議を重ねながら推進していく。また、農村産業法の導入に伴う労働力の確保については、公共職業安定所等と連絡を密にしながら需要調整を図るとともに、農家子弟や新規学卒地元就業希望者など若者を中心として確保するよう努める。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置及び面積	就業者数 (うち農業従事者数)	備 考
西根地区 企業団地 (仮称)	製造業 運輸業 郵便業等	大仙市大曲西根字上野 140～149、150-1、 151-1、158～169 計 24 筆 計 38,299 m ²	50 名 (34 名)	

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市土地面積のおよそ 58%を占める森林において、生産機能、公益的バランスを充分考慮し保育、間伐等計画的施業実施により森林の整備に努める。また、農業における余剰労力を有効に活用するため、特用林産物との複合化を図るなど、安定的就労の促進により、農業、林業の健全な発展を目指す。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年農村の都市化が進み、特に生活様式の多様化に伴い、道路はもとより、下水道施設などの住民の要望が多様化してきている。これらの要望に応え、住みよく明るい農村づくりを目指していくために、住民の要望を整理要約し地域の特性を生かした農村生活環境整備を推進しなければならない。

農村は、農業生産の場であるとともに生活の場でもあり、快適で美しい農村空間として創造していくことが重要であるが、生活様式の都市化や混在化の進展に伴う水質汚濁が、農業生産率生活環境への悪影響を及ぼしており、水質の保全を望む声が高まってきている。集落排水施設の整備に関しては「合併浄化槽」と連携を図りながら、農村生活の快適性の向上を図るため計画的整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

対図 番号	施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	備 考
1	集落排水施設	西根地区 513 戸、2,030 人	中西根、嶋村、新堀、瀬下、元木、道地、小館、荒町、大嶋、館前、島根、仙北屋	大曲地域
2	新農業水利システム	880ha（美郷町含む）	大曲、藤木	〃
3	農業集落排水整備	神岡西部地区処理施設 JⅢ型一式 骨路施設 7,960m 雨水排水施設一式	165 戸 740 人	神岡地域
4	集落排水施設	田の尻 204 戸 762 人	小沼、十六沢、八日市、中西、田ノ尻、三棟、大野中	中仙地域
5	八乙女多目的広場	竹原、八乙女 7,037 m ²		〃
6	ふるさと農道(清水)	農道整備 57 ha L=2,500		〃
7	集落排水	農業集落排水設備	峰 吉 川	協和地域
8	集落排水	農業集落排水設備	沢内・庄内	〃
9	集落排水	農業集落排水設備	下 淀 川	〃
—	新農業水利システム	用水路 L=300m 排水路 L=1,500m	船岡	協和地域
10	農業水利施設	排水路 L=250m	白岩、川原	〃
11	農業集落排水処理施設	堀見内、289 戸対象	板見内、堀見内	仙北地域
—	新農業水利システム	440ha	高梨	〃
—	新農業水利システム	205ha	堀田	〃

対図 番号	施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	備 考
1 2	〃	太田今泉地区 314 戸 1,840 人	太田、東今泉、永代、川口	太田地域
1 3	農業集落道整備	羽 見 内 L=160m W=5.0	三 本 扇	〃
1 4	〃	新田熊野堂 L=205m W=5.0	新 田	〃
1 5	〃	金井伝桜木 L=120m W=5.0	太 田	〃
1 6	〃	長田湯伝 L=160m W=5.0	太 田	〃
1 7	〃	南今泉 1 L=340m W=5.0	東今泉	〃
1 8	〃	北小神成 L=105m W=5.0	小神成	〃
1 9	〃	下 南 1 L=250m W=5.0	国 見	〃
2 0	〃	下 南 2 L=230m W=5.0	国 見	〃
2 1	〃	北 野 L=300m W=5.0	小神成	〃
2 2	〃	上 堰 L=225m W=5.0	国 見	〃
2 3	〃	清 水 川 L=165m W=5.0	国 見	〃
2 4	農業集落排水路	中 里 L=310m	中 里	〃
2 5	集落水辺環境整備	孫 清 水 A=6,000 m ²	横沢、中里、駒場	〃
2 6	〃	大 清 水 A=2,800 m ²	三 本 扇	〃
2 7	〃	永 代 A=5,800 m ²	永代、川口	〃
2 8	〃	築地古館 A=3,500 m ²	今泉、小神成	〃
2 9	〃	根 笹 A=5,300 m ²	小神成、斉内	〃
3 0	緑化施設整備	北 野 A=7,500 m ²	小神成、太田	〃
3 1	〃	横 沢 A=500 m ²	横 沢	〃
3 2	集落防災安全施設	町内全域 40 立方メートル級 35 基	町 内	〃

3 森林の整備その他林業の振興との関連

優良材生産のほか、森林資源の維持涵養に配慮しながら生活環境施設を配置し森林の持つレクリエーション及び公益的機能が充分発揮されるよう総合的な整備を促進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

道路整備の一環として、ガードレール、街路灯等の安全施設を充実させる。